

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
1	入札説明書	3	指定管理者制度	指定管理者の指定については、運営権の消滅と同時に終了するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	3	一体利用について	「本事業の運営権設定対象施設は、スポーツの国際大会や大規模なコンサートが開催できるメインアリーナ、様々なスポーツ大会やイベント開催に対応できるサブアリーナ、サブアリーナとも一体利用できて様々なイベント開催に対応できる多目的ホールで構成される新体育館（一体利用する施設も含む。）」とありますが、県が考える一体利用のご想定をご教示願います。	一体利用する施設とは、例えば会議室等の諸室や飲食店を想定しております。
3	入札説明書	3	任意事業	任意事業の範囲について、実施方針2頁では「都市公園法第2条第2項第7号の政令で定める便益施設（飲食店、売店、宿泊施設等）等の都市公園の効用を全うする公園施設の設置運営等、本事業の対象施設の価値を高め、特定事業に連携するものとして、相乗効果が期待できる事業」と記載されていたところ、入札説明書3頁及び要求水準書3頁においては、実施方針での「等の都市公園の効用を全うする公園施設の設置運営等」との記載における2つの「等」の記載が消えており、意味が不分明となっているようです。実施方針の記載の2つの「等」を補って読み、「都市公園法第2条第2項第7号の政令で定める便益施設」や、「都市公園の効用を全うする公園施設の設置運営」はあくまで例示であり、これらに該当しないものについても、「本事業の対象施設の価値を高め、特定事業に連携するものとして、相乗効果が期待できる事業」である限りは、任意事業に該当し得るとの理解でよいでしょうか。仮にこれが否定される場合、その場合も、「温浴施設、スパ、岩盤浴等」は「飲食店……売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの」（都市公園法2条2項7号、施行令5条6項）として、便益施設に当たり、任意事業の対象となり得るとの理解で宜しいでしょうか。	個別対話を活用ください。 なお、「温浴施設、スパ、岩盤浴等」は便益施設とはならないと想定しております。
4	入札説明書	4	予定価格	設計・建設費相当額の総額について記載がありませんが、県としては概要で提示された約300億円という想定は変更無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	4	予定価格	消費税及び地方消費税抜きの予定価格を1円単位でご教示ください。入札金額は税抜にて記載するため、予定価格の認識に齟齬がないようご教示いただきたくお願いいたします。	18,181,818,182円とします。
6	入札説明書	4	予定価格	設計・建設費相当額にSPC設立費用等の開業関連費は含まれると理解してよろしいでしょうか。	設計・建設費相当額には含まれておりませんが、サービス購入料（入札金額）を算定する際には含めてください。
7	入札説明書	5	サービス購入料について	今回、サービス購入料として支払われるのは設計・建設費の一部であり、これについてのみ提案することとなっておりますので、入札説明会でのご説明にありました通り「維持管理・運営費相当額、利用料収入、運営権対価について示す参考値は評価対象にならない」という理解でよろしいでしょうか。	入札金額の参考値である場合は評価対象とはなりません。
8	入札説明書	5	任意事業	任意事業は必須となりますでしょうか。任意事業を実施する企業は、応募グループに必須の企業との理解でよろしいでしょうか。	任意事業は必須ではありません。また、任意事業を実施する企業については、応募グループに必須の企業ではありません。
9	入札説明書	5	利用料金収入等	「入場料が無料又は少額な行事日」とありますが、「少額」の範囲を明示いただけますでしょうか。	1,000円程度と想定しております。
10	入札説明書	5	利用料金収入等	「入場料が無料又は少額な行事日の利用料金については、県が定める条例の範囲内で事業者が設定します。」とありますが、事業計画に必要となるため、現時点で想定されている利用料金（条例制定予定額）をお示しいただけますでしょうか。	事業者からの提案により、県と協議のうえ定めるため想定はしていませんが、類似施設を参考としてください。
11	入札説明書	5	利用料金収入等	ネーミングライツの設定条件等は、事業者が独自に設定できますか。	ご理解のとおりです。ただし、県が誘致する国際大会等においては、掲示物等を非掲載とさせていただくこともありますので、それを考慮してください（非掲載にする際に係る費用は県は負担しません）。
12	入札説明書	5	利用料金収入等	ホスピタリティの向上に資するサービスの提供で特別な制限はありますか。	現時点ではありません。ただし、県が誘致する国際大会等においては別途協議させていただきます。
13	入札説明書	5	利用料金収入等	大相撲夏場所開催時の料金設定および利用条件等については、大相撲協会と協議または大相撲協会へ説明をされてますでしょうか。詳細内容についてご開示ください。	現段階で料金設定等の詳細内容について開示できるものではありません。
14	入札説明書	5	利用料金収入等	「事業者が県と賃貸借契約を締結のうえ、第三者に転賃貸借を行うことも可能です。」とありますが、賃貸借契約の範囲は、新体育館の建物の床のうち、事業者が希望するところ全てに設定可能という理解でよろしいでしょうか。	県が条例で料金を設定する施設以外は設定可能であります。
15	入札説明書	5	利用料金に係る条例 利用料金収入等	「入場料が無料又は少額な行事日の利用料金については、県が定める条例の範囲内で事業者が設定します。」とありますが、当該条例は今後制定又は改正されるご想定でしょうか。その場合、条例で定める範囲について現時点のご想定がありましたらご教示願います。	事業者の提案に基づき県と協議のうえ制定する予定であります。
16	入札説明書	5	ネーミングライツ 利用料金収入等	特定事業契約書上、ネーミングライツについて明示的に触れられておりませんが、運営実施業務の一環として事業者が行うことができるという理解でよければ、契約上かかる理解を明確化して頂けますでしょうか。	覚書等により明確化することを想定しております。
17	入札説明書	6	対象施設	運営権については存続期間の終了をもって消滅しておりますが、運営権対価の終期と貴県の指定する日の間における貴県と事業者のリスク分担について、明示いただけないでしょうか。	原則、運営権対価の終期を指定する想定です。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
18	入札説明書	7	追加投資	追加投資による資産を県に譲渡した場合、運営権についても同額が増加するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、会計手法につきましては今後事業者と協議のうえ決定します。
19	入札説明書	7	大規模修繕	「事業者が提案時に作成した中長期修繕計画」との記載がありますが、当該計画は、提案様式【K】に記載する認識でよいのでしょうか？	ご理解のとおりです。中長期修繕計画の考え方などを記載してください。様式集については修正します。
20	入札説明書	7	大規模修繕	本頁では「事業者が提案時に作成した中長期修繕計画」との記載がある一方、要求水準書P27では、完成後業務に同業務が記載されております。提案段階の作成した計画を基に、完成後業務において貴県と事業者の協議を経て具体化するとの理解でよいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
21	入札説明書	7	大規模修繕	「事業者が提案時に作成した中長期修繕計画を参考に」とありますが、要求水準書「第4I2(4)ウ」で「県と協議を行ったうえで中長期修繕計画書を毎年確認し、必要であれば変更を行い」とあります。大規模修繕前の最新の計画書ではなく、応募時の計画書をもとに実施されるのでしょうか。	応募時の考え方を完成後業務においてより詳細なものとし、運営開始後は毎年確認します。
22	入札説明書	7	大規模修繕	「県が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合に～大規模修繕を実施するものとします。」とありますが、提案された修繕計画から貴県が不要と判断し修繕を実施しなかったことにより、事業者に不利益が生じた場合の補償（追加工事の費用や、それに伴う営業補償等）については、貴県にご負担いただけるのでしょうか。	事業者と協議のうえ決定いたしますので、県が一方的に不要と判断することを想定はしておらず、事業者に不利益が生じることも想定しておりません。
23	入札説明書	7	県職員	「県は、事業者への職員の派遣は行わない」とのことですが、県職員用の事務スペースも不要との理解でよろしいのでしょうか。	不要であります。仮設事務所については現場事務所開設時に改めて協議します。
24	入札説明書	8	<参考 本事業の概要> 任意事業	任意事業の公園施設の設置運営においては、応募企業・構成企業・協力企業以外の企業へ転借可能という理解でよろしいのでしょうか。	任意事業実施企業に限ります。
25	入札説明書	9	入札及び開札、事業提案書の受付	要求水準書及び守秘義務資料により、具体的な施設計画を進められる状況になりましたが、今後の設計・見積作業を考えると、12月18日の提出は厳しいものがあります。提出を来年1月とすることをご検討いただけないでしょうか。	スケジュールの変更は想定しておりません。
26	入札説明書	11	応募者の追加	2020年10月5日以降、2020年12月18日までの間で新たに応募者企業（構成員）を応募グループに追加する上で必要な手続きをご教授ください。	【様式5-2】を提出していただきます。構成企業につきましては、県が承認した場合に限り、変更(新たに追加、退出)できます。なお、他の応募企業又は応募グループの構成企業であったものは、参加できません。
27	入札説明書	11	応募者の構成	前回の質疑において「統括マネジメント業務を行う企業以外の構成企業の明記については、「不要」ではなく「必須ではない」とご理解ください」とのご回答がある一方で、業務一覧に示す①～④の業務において、実施する企業名を明記した場合と明記しない場合とで評価に違いはないとのご回答もありました。予定する企業名を明記した場合と明記しない場合とで評価に違いはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。提案の公平性を期するため、記載の有無で評価に違いはないものとします。
28	入札説明書	11	応募者の構成	他の応募者等であった者は、新たに参加できない、とありますが、これは構成員として応募した企業は、優先交渉権者決定後に落札チームの構成員になることはできない、という意味であり、構成員以外の提案書に記載されている企業は追加で構成員や業務受託者となることが可能という理解でよろしいでしょうか。	構成企業でない場合に限り、ご理解のとおりです。
29	入札説明書	11	応募者の構成等	参加表明時において、実施する企業名の明記の有無について評価を行わない、とありますが、提案書評価の上でも企業名の記載の有無は評価の対象とならないという認識でよろしいでしょうか。	No. 27を参照してください。
30	入札説明書	12	応募者の構成等	「各業務に着手するまでに、当該業務に携わる構成企業又は事業者から直接業務を受託し、若しくは請け負う企業を決定し、県の承認を受けるものとします。」とありますが、参加表明書提出以降、落札者決定前までの期間に構成企業や事業者から直接業務を受託、若しくは請け負うこととなった企業については、申請により個別対話やヒアリングへの参加が可能という理解でよろしいでしょうか。	構成企業の追加については、No. 26を参照してください（入札日から落札者決定前までの間は追加は認めません）。このため、ヒアリングの参加者については、応募企業、応募グループの代表企業及び構成企業となります。なお、個別対話につきましては、別途通知させていただきます。
31	入札説明書	12	応募者の構成等	「設計業務」「工事監理業務」は、事業者から直接業務を受託した企業で行うことが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、その企業は構成企業とはなりません。
32	入札説明書	12	代表企業の取り扱い	「ただし、本施設の運営開始後は、県が承諾した場合に限り、変更できるものとします。」とありますが、どのような場合に承諾いただけるのか現時点での想定される理由があればご教示ください。	変更した場合でも、安定的に当該施設の維持管理運営がなされることが見込まれる場合等を想定しています。
33	入札説明書	12	代表企業の取扱い	(ア)について、当該要件は提案書提出に係るものではなく、事業開始以降の取扱いという認識でよろしいでしょうか。(イ)も同様	ご理解のとおりです。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
34	入札説明書	12	応募者等の参加要件	構成企業との定義がありますが、構成企業は特別目的会社に出資する企業との理解ですが、特別目的会社に出資を行わず業務を行う協力企業の位置づけの企業はないものとの理解でよろしいでしょうか。	協力企業の位置づけはございません。事業者から直接業務を受託する企業が協力企業の意味合いに近いものであります。
35	入札説明書	12	応募者等の参加要件	「特定のスポーツ団体等」とは具体的にどの団体等を指すのかご教示いただけますでしょうか。	別に定める資料を参照してください。
36	入札説明書	13	応募者等の資格要件	構成企業は入札参加資格申請の必要がありますか。	構成企業が設計又は建設を携わる企業である場合は必須となります。
37	入札説明書	13	応募者等の資格要件	【No. 31の質問に関連して】 その場合、参加表明書では「設計業務」「工事監理業務」に携わる構成企業名が明記されませんが、求められる資格要件の確認は、どのようになされるのでしょうか。	設計・建設段階の携わる企業名が明らかでない場合は、WTOに準拠した入札により企業を選定していただくこととなり、その入札結果や資格要件等につきましては別途確認させていただきます。
38	入札説明書	13	建設業務にあたる企業の資格要件	2020年8月20日に実施されました入札説明書等に関する説明会において、建設業務にあたる企業の資格要件に関するご説明の中で、「資格要件につきましては、構成企業のみならず、事業者から直接業務を受託し、若しくは請け負う企業も適用されます」とのことでしたが、構成企業以外に事業者から直接業務を受託又は請け負う企業にも資格要件が問われるのは、建設業務にあたる企業のみとの理解でよろしいでしょうか。またその場合、複数の企業で建設業務にあたる際は、構成企業1社が資格要件を満たしている必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	設計業務、工事監理業務に携わる企業も該当します。 なお、複数の企業で建設業務にあたる際の資格要件については業務を分割して元請として受託する企業は資格要件を満たす必要があります。
39	入札説明書	14	入札説明書などに対する個別対話	個別対話は県と応募者の十分な意思疎通のために、複数回、相当の期間の開催されるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では入札説明書に記載してあるとおりで、状況によって複数回行うことも想定しております。
40	入札説明書	24	貴県に生じる合理的損害	現時点で想定される貴県に対して生じる損害賠償額と、その根拠について明示をして頂けますでしょうか。	現時点では想定しておりません。
41	入札説明書	15	入札手続きの方法等	「入札書等（＜様式11＞～＜様式14＞）」とあるが、様式10～13ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。様式集を修正します。
42	入札説明書	15	開札日時	開札日時は2020年12月18日（金）午後1時30分でしょうか。	ご理解のとおりです。
43	入札説明書	15	開札立会い人	グループ応募で代理人にて入札する場合の開札の立会いは、代理人のみの立会いに限定されますでしょうか。その他グループ内の者の立会いは不可でしょうか。	グループ内の立会も可能であります。
44	入札説明書	19	特別目的会社の設立等	議決権付株式による出資者は、県の事前の書面による承認がある場合は、特定事業契約の途中で自己の保有株式の一部又は全部を他の議決権付株式による出資者へ譲渡することは可能でしょうか。	特定事業契約締結後であれば可能であります。
45	入札説明書	20	契約保証金の納付等	事業者が契約保証金の免除を受ける目的で公共工事履行保証証券を提出する場合、当該証券の契約者は建設業務にあたる企業でもよいとの理解でよろしいでしょうか。	原則は契約者であります。保証事業会社の判断により、建設業務にあたる企業となる場合でも差し支えありませんが、その場合は構成企業に限ります。
46	入札説明書	22	議決権付株式	県の事前承認とは具体的にどのようなプロセスとなりどれくらい時間を要しますでしょうか。	プロセスについては今後調整させていただきますが、事業者の不利益とならないように対応させていただきます。
47	入札説明書	24	県の事由により本事業の継続が困難となった場合	「県は、事業者が生じた合理的損害を賠償するものとします。」とありますが、この損害には残存期間の運営権対価相当額も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	入札等に関する説明会	7	特定事業と任意事業の比較	区分所有を明確にすることとありますが、新体育館に任意事業の施設を一体で整備することが可能なのでしょうか。	区分所有が明確にできる場合において、新体育館に任意事業の施設を一体で整備することが可能であるかについては、事業者の判断となります。
49	要求水準書	1	事業目的	アジア大会の開催日程につきまして、「2026年9月19日から10月4日まで開催予定」とございますが、大会準備期間及び前年度に実施が想定されるプレ大会の準備期間・実施期間についてご教示ください。	別に定める資料を参照してください。
50	要求水準書	1	大相撲名古屋場所	大相撲名古屋場所の現体育館における利用料金をお示しいただけますでしょうか。	現愛知県体育館の利用料金表のうち、興行日の料金区分は「その他の催し物で利用し観覧席を使用する」-「入場料3,001円以上」が適用されます。 また、準備日の料金区分は「その他の催し物で利用し観覧席を利用する」-「入場料無料から1,000円まで」が適用されます。
51	要求水準書	2	周辺インフラ整備	電気・ガスに関する引込負担金の発生が予想されますが、引込負担金について供給会社と県・事業者それぞれの負担割合をご教示いただけませんかでしょうか。	事業者負担となります。
52	要求水準書	2	コンセプト	アジア大会において本施設で実施する競技種目についてご教示ください。	別に定める資料を参照してください。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
53	要求水準書	2	コンセプト	アジア大会実施後の備品等処分費用、原状回復工事費用等は県にて負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担となることは想定しておりません。なお、原状回復や備品等の処分については協議させていただきます。
54	要求水準書	2	施設整備・運営方針	「飲食や物販等それぞれに適した高いホスピタリティサービスの提供」とありますが、物販サービスは一般的に会場側ではなく興行主が行うものと理解しています。「物販に適した高いホスピタリティサービス」とは具体的にどのようなものをイメージされているか、ご教示ください	会場側が行う物販や、主催者等の物販に適した施設の運営になりますが、具体的な内容は提案に委ねます。
55	要求水準書	2	フィギュアスケート開催時の設備について	フィギュアスケートの国際大会が開催可能な施設とありますが、冷凍機・ブライントタンク等は施設内では無く、外部に仮設の想定で宜しいですか。	常設・仮設は事業者の判断によります。
56	要求水準書	3	任意事業	施設内の飲食店・売店等で、施設利用者以外の公園利用者も利用できるものは、事業者が特定事業、任意事業のどちらと位置付けても構わないということでしょうか。	特定事業、任意事業の位置づけについては、会計及び区分所有が明確であれば、差支えありません。
57	要求水準書	3	事業範囲 b 任意事業	入札に際して提案した任意事業について、その後県との調整がつかず、やむなく計画変更が必要となった場合、入札後の変更は認められるものなのか、ご教示ください	原則認められません。
58	要求水準書	4	事業期間	維持管理・運営期間は「2025年4月」からとのことですが、「入札説明書等に関する説明会」の資料には「2025年夏オープン」との記載があります。「2025年4月」から「2025年夏オープン」までの期間についても、予約を受け、利用者から利用料金を徴収してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	現時点で想定してるのは2025年夏ではありませんので、それ以前については想定しておりません。なお、具体的なオープンにつきましては、オープニングイベントと同様、事業者と協議して決定する予定です。予約の受付、利用者から利用料金を徴収することに関しては、No. 170を参照してください。
59	要求水準書	4	事業スケジュール（予定）	設計・建設期間が2021年6月～2025年3月と想定されていますが、設計期間、工事期間は基本計画（概要）に示される工程計画の通りでしょうか。その場合、基本設計期間がなく、実施設計9か月として、9か月の期間内に防災評定・認定等の期間も含まれており、設計期間が不十分です。PFI事業提案の設計にて変更なく、実施設計を行うという考えでしょうか。	県としては2025年3月竣工であれば、設計期間、工事期間は事業者の提案に基づくものとします。
60	要求水準書	5	利用料金収入等	一般利用日以外について、「利用料金は事業者の提案に基づき、県と協議のうえで事業者が設定」とありますが、上限価格（上限単価）の制限はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書	5	利用料金収入等	「利用料金は事業者の提案に基づき、県と協議のうえで事業者が設定」とありますが、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例制度が適用可能であり、利用料金の設定について地方自治法第244条の2第9項に基づく承認を受ける必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、一般利用日は除きます。
62	要求水準書	5	利用料金収入等	大相撲名古屋場所の準備期間を含めた開催期間の利用料金の実績についてお示しいただけますでしょうか。また、2025年の開業以降、30年間の運営期間にわたり大相撲名古屋場所を新体育館で開催することが決定していますでしょうか。また、新体育館で開催する際の利用料金についてご教示ください。	No. 50を参考としてください。なお、2025年以降の30年間開催することは決定しておりません。新体育館で開催する際の利用料金については主催者との協議により決定します。
63	要求水準書	5	利用料金収入等	一般利用日で「入場料が無料又は少額な行事日」とありますが、入場料無料の対象とは具体的に決まっているのでしょうか。また、一般利用日の利用範囲（規模）及び年間の利用日数日の決まりはあるのでしょうか。	別に定める資料を参照してください。
64	要求水準書	5	利用料金収入等	「入場料が無料又は少額な行事日（以下「一般利用日」という。）の利用料金については、県が定める条例の範囲内で事業者が設定」とありますが、予定されている利用料金及び行事の内容、曜日、日数についてご教示ください。	別に定める資料を参照してください。
65	要求水準書	5	利用料金収入等	「入場料が無料又は少額な行事日（以下「一般利用日」という。）の利用料金については、県が定める条例の範囲内で事業者が設定」とありますが、対象となる条例が制定されている場合は、公表いただけますでしょうか。また対象となる条例が制定されていない場合は、提案段階では利用料金をどのように想定して提案すればよろしいでしょうか。	条例は事業者の提案に基づき、県と協議のうえ制定する予定であります。なお、利用料金につきましても同様であります。
66	要求水準書	5	原則・例外	「原則として」との記載がありますが、例外として想定されるケースを示していただけますでしょうか。	現時点で具体的に想定してるものはありません。
67	要求水準書	5	遵守すべき法令等	「建設に際して名古屋市に対して施工承認を行う」とありますが、具体的な内容をご教示願います。	別に定める資料を参照してください。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
68	要求水準書	7	条例	本施設は「愛知県_人にやさしい街づくりの推進に関する条例」においては「特定施設の整備に関し最小限の措置を定めた基準（「整備基準」）」が適用されるますが、さらに望ましい基準である「人にやさしい街づくり望ましい整備指針」も適用されると考えてよろしいでしょうか。	望ましい整備指針については、施設の利用実態に応じて必要な措置等を選択する際の参考としてください。 なお、人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、高齢者、障がい者等からの意見聴取会を設計初期の段階で開催する等、誰もが使いやすい施設となるように取り組んでください。
69	要求水準書	10	現体育館の土地使用料	貴県が市に支払っている現体育館の公園使用料の金額および単価をご提示いただけますでしょうか。	H31年度 10,474,755円 R2年度 14,405,690円であります。単価につきましては別に定める資料を参照してください。
70	要求水準書	10	土地使用料	国と市が締結している「国有財産無償貸付契約」について開示願います。	現段階では開示する予定はありません。
71	要求水準書	10	土地使用料	土地使用料は営利目的で興業（有償での貸付）が行われた場合にのみ発生するとの理解でよろしいでしょうか。	現体育館の取扱いはその通りであります。
72	要求水準書	10	土地使用料	公園使用料について下記の具体的な内容をご教示ください。 使用料の単価、適用範囲と面積、総額、期間（維持管理運営期間に渡るとの、営利目的で興行が行われた期間のみか）	別に定める資料を参照してください。
73	要求水準書	10	土地使用料	事業者が負担するのは土地使用料ではなく、公園使用料という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書	10	土地使用料	現体育館の土地使用料に関し、対象範囲、土地使用料総額及び月㎡単価をご教示ください。	別に定める資料を参照してください。
75	要求水準書	10	土地使用料	土地使用料の改定に関する考え方についてご教示願います。	別に定める資料を参照してください。
76	要求水準書	10	新体育館の土地使用料	営利を目的とした興行の日数については、設営・撤去日を除いた興行当日のみで計算することによろしいでしょうか。	設営・撤去日を含めます。
77	要求水準書	10	新体育館の土地使用料	施設内の飲食店・売店等で、施設利用者以外の公園利用者も利用できるものを特定事業とした場合、土地使用料の算定方法はどのようになるのかご教示ください。	興行時と同様の考え方で現在協議中です。
78	要求水準書	10	新体育館の土地使用料	営利を目的とした興行が行われた場合に土地使用料について、その使用期間は興行が行われた日のみであり、準備にかかる日は除くものでよいでしょうか。	No. 76の回答と同様です。
79	要求水準書	10	新体育館の土地使用料	「別に定める資料」とは、どの資料でしょうか。ご教示ください。	愛知県建築局公共建築部公共建築課のホームページ（8月7日更新）を参照してください。
80	要求水準書	10	土地使用料	入札に際しての参考金額は提示されるのでしょうか。	別に定める資料を参照してください。
81	要求水準書	10	新体育館の土地使用料	要求水準書第15によれば、公園施設設置許可に関して市に納付される公園使用料を運営権設定後は事業者が負担するものと記載されていますが、他方で、特定事業契約書第17条第1項によれば、公園施設設置許可は県が自らの費用負担により取得・維持すると定められており、両規定が整合していないようにも見受けられます。どのような取扱いによるかが想定されているか、ご確認頂けますと幸いです。	許認可等の行為についての負担は県が行うが、使用料については、事業者からの原資をもとに県が負担します。
82	要求水準書	10	要求水準の変更	要求水準の変更により、変更後、残存期間の運営権対価について見直し、増額（追加納付）または減額（返還）するお考えはありますでしょうか。	運営権対価の見直しについては想定しておりません。
83	要求水準書	10	要求水準の変更の手続き	「県の事由等」とありますが、具体的な事例を明示いただけますでしょうか。	現時点では想定しておりませんが、政策変更などによるものなどがあります。
84	要求水準書	10	事業内容の変更	「、、、公園管理者である市及び県との協議を行い、、、提案した事業内容について、必要に応じ変更すること」との記載がありますが、変更に伴う各種金額の変更についての協議は行っていただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書	10	追加投資の取り扱い	事業者が備品などの追加投資をリースで調達することは可能でしょうか。	可能であります。
86	要求水準書	10	施設・設備・備品など	追加投資した設備を県の所有物として帰属させる場合、贈与または寄附でもないと認識しておりますが、契約または会計上どのような扱いになるかご教示ください	贈与又は寄附等の契約・会計処理につきましては、今後事業者と協議のうえ決定いたします。
87	要求水準書	11	施設・設備・備品等	追加投資については県との協議のうえ決定するとの記載がありますが、具体的な県との協議プロセスについてご教示ください。 また段階的な追加投資を予定する場合、その計画を入札時提案に織り込んでいけば、実際に追加投資を行う際の県との協議は不要という理解でよろしいかご教示ください。	プロセスにつきましては、事業者と調整して決定する予定であります。 なお、追加投資については県との協議が必要となります。
88	要求水準書	11	施設・設備・備品等	会場の命名権等をスポンサー企業に販売することが想定されます。その際、スポンサー企業名を施設に掲載するなど、施設の広告利用による外観の変更（看板、ロゴの設置など）が想定されます。「外観を変更するもの」で許容できるものの範囲があればご教示ください	「外観を変更するもの」の許容範囲については、現時点で明確な基準はございません。要求水準を充足する範囲で、県にとって不都合がなければ可能であります。
89	要求水準書	11	施設・設備・備品等	躯体や外観を変更するもの、外構を大きく変更するもの以外で、原状復旧することが難しいものとは、どのようなものを想定されておりますでしょうか。	基幹設備の変更など、現状施設の改変・改造を伴うものを想定しています。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
90	要求水準書	11	事業者の保有資産等 (備品等を含む)	「事業者の保有資産」とあるが、8(1)記載の県の所有物とどのように切り分けが行われるのかご教示ください。	運営権の対象施設に含むものが県の所有物となりますが、その他の施設については提案を受けて協議いたします。
91	要求水準書	11	事業者の保有資産等	事業者が本事業のために保有する資産について、要求水準書P.10 第18(1)に示す追加投資（追加投資の対象部分は県の所有物となる）との違いについてご教示ください。県と事業者との協議により認められた追加投資が事業者の保有する資産になるということでしょうか。	運営権の対象施設に含むものが県の所有物となります。県と事業者との協議により認められた追加投資も、県の所有物の場合と、事業者の保有する資産になる場合があります。
92	要求水準書	11	大規模修繕	「大規模修繕の実施時期及び期間は、施設引き渡し後15年から20年までの間の1回を想定し、詳細については、あらかじめ事業者と協議により決定する。」とありますが、20年から30年にも大規模修繕は想定されますが、同じく貴県と事業者の協議でよろしいでしょうか。	20年から30年は想定しておりません。具体的な例がありましたら個別対話でお聞かせ願います。
93	要求水準書	11	大規模修繕	施設営業をしながらの大規模修繕実施も認められているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書	11	損害賠償、保険への加入	当該項に記載のある加入を義務付けられた保険契約以外に、特別目的会社が加入義務を負う保険契約はありますか（例：個人情報漏洩保険等）。また、主催者に対してイベント保険等の加入を義務付けるとありますが、保険未加入の主催者に対しては受入不可という理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業者の判断により、必要に応じ保険に加入してください。後半についてはご理解のとおりです。
95	要求水準書	11	個人情報の保護	・個人情報を不当な目的に使用してはならないとありますが、この「不当な目的」にはどのような内容が含まれるでしょうか。また、個人が特定されない形に加工した場合、そのデータをアーリーナの集客目的で使用することは認められるでしょうか。（来場者の来場データ・行動データ等を活用したマーケティング施策への活用を想定） ・個人情報保護法上、第三者への情報開示を行う場合には利用者に対して事前承諾を得る必要があると認識しております。県への開示が求められる利用者情報の範囲についてご教示ください。具体例として、第3-I-(3)-イにて予約等の情報を記録・管理することが事業者に求められる旨の記載がありますが、本情報は県側への開示を想定されていますでしょうか。	個人情報保護法、その他関係法令に遵守のうえ使用してください。 県が開示を求める利用者情報の範囲については、県が施策の決定について参考とさせていただく際には必要であると想定しておりますが、個人が特定できる範囲まで開示することを現時点では想定しておりません。詳細につきましては協議させていただきます。
96	要求水準書	12	基本方針	国際スポーツ大会に関し、「バレーボール、アイススケート、アジア大会など」と記載がありますが、誘致されたい競技及びその優先順位についてご教示ください。	別に定める資料を参照してください。
97	要求水準書	12	基本方針 ア 多様な利活用方法、利用者に対応できる施設の実現	それぞれの利用者に適したセキュリティ確保等が可能となる施設にすることとありますが、VVIPエリアとVIPエリアの分離に関して、運営上の対応で（例えば興行時にガードマンを張るなどして、導線をカスタマイズする等のやり方で）要件を満たせば足りるでしょうか。それとも物理的に異なるエリアを準備する必要があるでしょうか。ご教示ください。	開催時のみの仮設対応でも構いませんが、セキュリティ確保の観点から可能な限り物理的に対応してください。
98	要求水準書	12	SDGsへの対応	SDGsに定められております17の各目標につきまして、どれほどの目標数を満たしていなければならないか等、愛知県として考えておられます対応水準がありましたらご教示下さい。	愛知県SDGs 政策パッケージをご覧ください。
99	要求水準書	12	近隣住民及び関係行政機関の反応	現状までの近隣住民及び関係行政機関への本事業への愛知県側からの説明実施状況と、近隣住民及び関係行政機関からの賛意等ご反応をご教示下さい。	現段階では、近隣住民及び関係行政機関への説明はしていませんが、関連として名城公園北園と新たな公園施設についてのタウンミーティングの開催と意見の募集は、名古屋市が行っております。
100	要求水準書	13	敷地図データ	計画を行う参考資料として、敷地のCADデータ、敷地の現況図・高低測量図などのデータを提供ください。	別に定める資料を参照してください。
101	要求水準書	13	建ぺい率	「ただし、・・・10%を限度として都市公園法で定める建ぺい率を超えることができる。」とありますが、 ①建ぺい率の対象となる敷地面積は名城公園全体面積79.78haでしょうか。 ②建ぺい率の対象となる敷地面積のうち、余剰の面積（施設を建設可能な面積）をご教示ください。	別に定める資料を参照してください。
102	要求水準書	13	建ぺい率 容積率	建ぺい率・容積率を計算する際の、対象敷地エリアと対象敷地面積を具体的にお示しいただけますでしょうか。	別に定める資料を参照してください。
103	要求水準書	13	計画地の概要	都市公園法で定める名城公園全体面積は79.78haである。とありますが、79.78haの範囲をご提示願います。	別に定める資料を参照してください。
104	要求水準書	13	計画地の概要	「名古屋都市計画高度地区に関する適用の除外を受ける必要がある。」とありますが、適用除外の申請は事業者が行う必要がありますでしょうか。また、その場合貴県の協力をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書	13	31m高度地区規制緩和	「31m高度地区ではあるが、その高さを超える提案をすることができる。ただし、名古屋都市計画高度地区に関する適用の除外を受ける必要がある」とありますが、左記の適用除外主体者は事業者と推察されますが県の全面的な協力も得れると考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書	13	高度地区	「31m高度地区ではあるが、その高さを超える提案をすることができる。ただし、名古屋都市計画高度地区に関する適用の除外を受ける必要がある。」とございますが、提案が認められた場合においては名古屋市とのご調整についてはご協力いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書	13	横断施設の整備	横断施設の公園側出入口の位置をお示しください。	現段階ではお示しすることができません。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
108	要求水準書	13	横断施設の整備	横断施設の種類と工事時期をお示してください。	現段階ではお示しすることができません。
109	要求水準書	13	横断施設	「市が横断施設の整備を検討しているため、計画地について市との調整が必要」とありますが、市と調整を行うのは貴県との理解でよろしいでしょうか。	県が調整を行います。事業者の意見も参考とさせていただきます。
110	要求水準書	13	横断施設	「市が横断施設の整備を検討しているため、計画地について市との調整が必要」とありますが、要求水準書P.13図表2位置図に示す黒色破線の位置に整備予定との認識でよろしいでしょうか。また、地下道ではなく、歩道橋となりますでしょうか。	整備予定地についてはお見込みのとおりです。なお、地下道・歩道橋については未定であります。
111	要求水準書	13	横断施設	市が計画している横断施設は、歩道橋または地下通路の計画でしょうか。敷地内の安全管理上の観点からお聞きします。	地下道路・歩道橋については未定であります。
112	要求水準書	13	計画地の概要	「(注)計画地南東部において、市が横断施設の整備を検討しているため、計画地について市との調整が必要となる。」とありますが、市の整備状況等により提案変更が必要となり追加費用が発生する場合は、貴県にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	追加費用が発生するような事態は想定しておりません。
113	要求水準書	13	計画地の概要	計画地南東部において市との調整が必要になるとありますが、市の計画によってはアリーナの配置計画に影響が出る恐れがあると理解しています。そのため調整が必要となる時期の目安をご教示ください。	横断施設は令和2年度より名古屋市において検討中であるため、調整が必要となる時期については現段階ではお答えできません。
114	要求水準書	13	第1種風致地区・屋外広告条例	本計画地は第1種風致地区に該当するので、10㎡以上の表示面積の禁止区域となりますが、協議次第で緩和可能と考えてよろしいでしょうか。また第2種住居地域の場合、広告物の表示面積に制限がありますが、こちらの制限も協議次第で緩和されると考えてよろしいでしょうか。	現時点では想定しておりません。
115	要求水準書	14	周辺インフラ整備状況	「必要となる許可申請等にかかる手続きは、事業者が行う」とありますが、上下水本管接続に伴う負担金も事業者負担との判断でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書	14	日影規制	計画地には日影規制が適用されておりますが、新体育館の配置等を改善するため、隣接地の旧スポーツ会館敷地(名城公園)及び名城水処理センター(名城公園庭球場)への日影規制の緩和をご検討いただけないでしょうか。	現時点では想定しておりません。
117	要求水準書	14	建築基準法上の制限	「計画地は、用途地域が第二種住居地域であり、観覧場用途の建築は認められない。そのため・・・都市計画法第9条第14項及び建築基準法第49条第2項による特別用途地区に関する手続き又は建築基準法第48条第6項ただし書きによる許可申請が必要」とありますが、許可申請の協議に伴い、計画変更の必要が生じた場合や、手続きが停滞した場合、設計・建設期間の変更及び提案時の設計プラン変更が可能になるとの理解でよろしいでしょうか。	別に定める資料を参照してください。
118	要求水準書	14	建築基準法上の制限	観覧場用途の建築に関する手続きについては2通り記載がありますが、どちらにするかはどのように決めるのでしょうか(前述については県が行う手続きのように見受けられるため)	現時点では、都市計画法第9条第14項及び建築基準法第49条第2項による特別用途地区に関する手続きを想定しております。
119	要求水準書	14	公園施設設置許可について	公園施設設置許可が10年毎に更新されますことと、維持管理・運営期間が30年間であることに伴い、事業者が不利益を受ける可能性は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書	14	都市公園の占用許可について	事業計画地内においては、市が事業者以外の者に対し公園施設の設置許可又は都市公園の占用許可を与えることはないと考えてよろしいでしょうか。	占用許可については、他者に許可することも可能であります。
121	要求水準書	14	都市公園の占用許可	「現体育館において、建物周辺に臨時的に仮設店舗等により占用する場合には、市に都市公園法第6条に基づく占用許可申請を行い、許可を得ている」とのことですが、新体育館においても貴県にて市に対し許可申請し、許可を得ることになりますでしょうか。仮に事業者にて実施する場合、届出にて対応可能といただけますでしょうか。	別に定める資料を参照してください。
122	要求水準書	14	都市公園の占用許可	計画地(事業対象区域)においては、市が事業者以外の者に対し公園施設の設置許可又は都市公園の占用許可を与えることはないとの理解でよろしいでしょうか。	占用許可については、他者に許可することも可能であります。
123	要求水準書	15	BCP・防災関連計画	帰宅困難者の人数、および一時滞在施設としての機能はどの程度を想定すればよろしいでしょうか。	不特定多数を受け入れるのではなく、一斉帰宅を抑制することが目的であります。従って、想定される人員及び日数は、最大来場者数(従業員、関係者を含む)で1～3日が目安となります。
124	要求水準書	15	名城公園との連携	公園全体と連携したサイン・照明計画とすること。とありますが、公園全体とは対象区域内と想定してよろしいでしょうか。	対象区域ではなく名城公園全体を指します
125	要求水準書	15	BCP・防災関連計画	「帰宅困難者の一時滞在施設等の機能が果たせる」ということですが、受入れ想定人数・場所をご指示ください。	不特定多数を受け入れるのではなく、一斉帰宅を抑制することが目的であります。従って、想定される人員及び日数は、最大来場者数(従業員、関係者を含む)で1～3日が目安となります。場所につきましては、適切な場所としてください。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
126	要求水準書	15	BCP・防災関連計画	「帰宅困難者の一時滞在施設等の機能が果たせる計画とする」と記載ありますが、その人数、滞在日数の想定があればご提示下さい。また、備蓄品の用意は県にて用意いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、備蓄倉庫等の準備は必要でしょうか。	不特定多数を受け入れるのではなく、一斉帰宅を抑制することが目的であります。従って、想定される人員及び日数は、最大来場者数（従業員、関係者を含む）で1～3日が目安となります。 なお、備蓄品（倉庫含む）は、事業者が用意することを想定しています。
127	要求水準書	15	BCP・防災関連計画	帰宅困難者の一時滞在施設等となる場合、物資は県でご用意くださるとの認識でよろしいでしょうか。	不特定多数を受け入れるのではなく、一斉帰宅を抑制することが目的であります。なお、備蓄品（倉庫含む）は、事業者が用意することを想定しています。
128	要求水準書	15	BCP・防災関連計画	南海トラフ地震における広域物資輸送拠点に位置付ける予定があるとのことだが、本施設における避難者はどのくらいを想定していますか？また、災害物資はどのくらいの物量を想定していますか？	広域物資輸送拠点では、避難者を受け入れることは想定していません。 物資スペースについては、メインアリーナの整備水準を満たしていれば支障ありません。
129	要求水準書	15	BCP・防災関連計画	『広域受援計画の広域物資輸送拠点に位置付ける予定』とありますが、その人数、活動日数の想定があれば、ご提示下さい。	人員、日数等は災害の場所、規模により変わりますので、詳細については、県防災安全局と覚書等を締結することを想定しております。
130	要求水準書	15	BCP・防災関連計画	新型コロナウイルス感染症に代表される感染症への対応を踏まえた計画として、欠かせないものと想定している事柄はありますか。	入場者の管理、ソーシャルディスタンス、適切な換気と飛沫対策等を想定しております。
131	要求水準書	15	BCP・防災関連計画	「新型コロナウイルス感染症に代表される感染症への対応を踏まえた計画とすること。」との記載がありますが、県としての現在の計画案等があればご教示ください。	入場者の管理、ソーシャルディスタンス、適切な換気と飛沫対策等を想定しております。
132	要求水準書	16	騒音や振動に関する計画地境界	「計画地境界において不要な騒音や振動の影響を及ぼさないこと」における計画地境界とは確認申請における敷地境界と考えてよろしいでしょうか。	計画地の境界です。確認申請における敷地境界と異なります。
133	要求水準書	16	諸室の条件	要求水準書において、必要諸室の条件（広さ・設備）などに関して、今後、諸室リストのような資料で提示されることはなく、本要求水準書のみが計画条件という理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
134	要求水準書	16	センタービジョン	「天井有効高さは、バレーボール・バスケットボールや新体操等を想定し、照明やセンタービジョンなどの下端で有効空間として14m以上確保すること。」とありますが、センタービジョンは別途工事と考えてよいでしょうか。	別途工事ではありません。
135	要求水準書	16	業務の詳細	メインアリーナ、サブアリーナで想定している「障害者のスポーツ大会」とは具体的にどのような種目を想定されているか、ご教示いただけますでしょうか。	例えば、東京2020パラリンピックや全国障害者スポーツ大会の種目が想定されます。
136	要求水準書	17	サブアリーナ床仕様	サブアリーナもメインアリーナと同様に、コンクリート床を原則とすると理解してよろしいでしょうか。	サブアリーナの床仕様については指定しておりません。
137	要求水準書	17	多目的ホール（競技面等関連エリア）	レセプションホールとコンベンションホールの定義をお示しいただけますでしょうか。	基本計画書4-(7)-5によります。
138	要求水準書	17	サブアリーナ、多目的ホールの観客席	サブアリーナと多目的ホールに設置される観客席はスタッピングチェアの設置も可能としてよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、サブアリーナ及び多目的ホールで地区大会等を開催することも想定しております。
139	要求水準書	18	メインアリーナ観客席	大相撲名古屋場所開催時の栈敷席については、現体育館での配置等の資料を開示いただけますでしょうか。	現時点でお示しできません。
140	要求水準書	18	VIPエリア	「VIPエリアに充実した食のサービスが提供できるようセントラルキッチン、パントリー等の諸室からの動線を確保すること。」とあるが、セントラルキッチンは必須条件でしょうか？又、厨房施設をVIPエリア内あるいは隣接することでセントラルキッチンの代替とすることは可能でしょうか？	セントラルキッチンの機能は必須です。VIPエリアに充実した食のサービスが提供できる機能を確保してください。
141	要求水準書	18	VIPエリア	身辺警護が必要とされる観客席・諸室の具体的な必要数をお示しください。	提案に委ねます。
142	要求水準書	18	(イ)業務の詳細 f 更衣室、控室等（選手関連エリア）	「東西に分かれた控室、浴室」について、動線が分かれていることが条件であり、実際に真逆側、および方位として東と西に設置しなくてもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
143	要求水準書	18	更衣室・控室等	「大相撲名古屋場所を想定して、控室、浴室を設ける」と記載ありますが、浴槽容量等の想定があればご提示下さい。	浴槽容量等につきましては現段階でお答えできません。なお、設置については東西各1か所を想定しています。
144	要求水準書	18	大相撲開催関係	「大相撲名古屋場所」の開催に際して、支度部屋の設置（多目的ホール等）は、東西位置に配慮する必要がありますか。	動線が分かれていることが条件であり、実際の方位として東西に配慮する必要はありません。
145	要求水準書	18	大相撲開催関係	「大相撲名古屋場所」の開催に際して、支度部屋（多目的ホール等）に隣接する「浴場」は、仮設の設置計画で宜しいでしょうか。	常設する必要はありませんが、本設を想定しております。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
146	要求水準書	19	管理運営諸室	警察控室、消防控室は常時必要なのでしょうか、もしくはイベント開催日に使用できる部屋があればよろしいのでしょうか。ご教示ください。	常設する必要はありません。なお、各室の詳細な仕様については、事業者が関係各所と調整してください。
147	要求水準書	19	i 管理運営諸室（施設管理関連エリア）	「利用者用のホスピタリティ関連控室」とは、「実施方針に関する質問」の7にあるような施設に従事する人員が使う控室という意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書	19	k 搬入ヤード（施設管理関連エリア）	現体育館では「大型動物等の一時的な保管」が行われるような催事事例がありますでしょうか。	例えば、サーカスが行われた事例はあります。
149	要求水準書	21	テレビ等電波障害対策	「近隣にテレビや携帯電話等の電波障害が発生した場合は、本事業により電波障害防除対策を行う」、とありますが、基本計画での事前検討の資料等をご提示願います。	事前検討の資料はございません。
150	要求水準書	22	駐車場の台数	駐車場について台数の指定がありませんが、何台程度という目安はありますでしょうか。	駐車場の台数については、事業者からの提案によるものと想定しております。
151	要求水準書	22	駐車場等	駐車場を整備する場合、当該駐車場事業を特定事業とするか任意事業とするかは、事業者による判断に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準（設計業務及び運営管理業務）において定めている一般駐車場とは、公園及び公園施設利用者を対象とした駐車場であり、特定事業の範囲となります。このため、公園及び公園施設利用者以外の者を対象に含む公共駐車場については特定事業に含まれないことをご留意ください。なお、特定事業における駐車場であっても使用形態によっては土地使用料にも影響する可能性があります。
152	要求水準書	22	駐車場	駐車場は地下に設けることは可能でしょうか。	各種法令に適合していれば、提案を阻害するものではありません。
153	要求水準書	22	(イ) 業務の詳細 b 駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> 「一般用駐車場については、周辺道路への影響、歩車分離など利用者の安全確保や円滑な利用などの運営面も含め適切な運用が可能である限り、事業者は県と協議のうえ、設けることができる。」とあるが、台数の設置基準はありますでしょうか。また、一般用駐車場設置時の要求事項として、アリーナ利用者以外の一般利用者への開放も含まれるでしょうか。 県と協議の上とありますが、県との協議はこの提案期間中に行われるのか、提案後に行われるのかをご教示ください。 	一般用駐車場の台数及び利用者の制限については、事業者からの提案によるものと想定しております。一般駐車場の定義についてはNo. 151を参照してください。なお、県との協議は、提案後に行うことを想定しています。
154	要求水準書	22	駐車場等	一般用駐車場を便益施設として任意事業とすることは可能でしょうか。その場合、土地使用料は支払うことになるのでしょうか？	可能ですが、その場合、土地使用料を支払うことが想定されます。一般駐車場の定義についてはNo. 151を参照してください。
155	要求水準書	22	計画地内の樹木の伐採	現状の緑を最大限残し、活かす計画とありますが、新体育館の規模、駐車場等の整備、施工ヤード等を考えますと、残せる樹木は一部分に限られてしまうと思料しますが、いかがでしょうか。	現状の緑を最大限活用した提案を期待します。
156	要求水準書	23	各種調査	業務に必要な調査（地質調査、土壌調査、敷地測量、その他）は各社で行うよう記載がありますが、県において実施いただくことをご検討いただけないでしょうか。	県として調査を行うことは想定しておりません。
157	要求水準書	23	各条例協議	各種関係法令についての質疑事項は直接県や市の建築指導課や所管消防等に直接連絡を取り協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	個別事項に関する相談は、県を通じて協議することを想定しております。
158	要求水準書	24	設計業務に係る留意事項	「当該設計変更により、事業者に追加的な費用（設計費用及び直接工事費の他、将来の維持管理費等）が、発生した時は、県が当該費用を負担するものとする。一方、費用の減少が生じたときは、本事業の対価の支払い額を減額するものとする。」との記載がありますが、サービス対価の構成は、特定事業契約書8章に設計・建設費の一部として一括支払いとなっていますので維持管理費関係は含まれていないものと思料します。維持管理費の減額の方法をご教示ください。	維持管理費用に影響することについては想定しておりません。
159	要求水準書	25	業務の詳細	「外構施設の撤去工事は含まないものとする。」とありますが、ここでいう外構施設とは、既存工作物及び樹木を指すと理解してよろしいでしょうか。	既存工作物、建築物、路面舗装、設備配管及び樹木を指すものとします。
160	要求水準書	25	業務の詳細	「市が行う関連工事（横断施設等）の施工については、作業ヤード等に配慮し、施工時期等について、市と調整を行うこと」で作業ヤード等の場所、施工時期等はどのような内容ですか。	現時点の計画は未定です。
161	要求水準書	26	業務の詳細	仮設事務所に設ける設備・備品等の数量をご指示ください。	現場事務所開設時に改めて協議します。
162	要求水準書	26	什器備品調達・設置業務	業務の詳細に「なお、調達・設置に係る費用については、別途県が負担する」とあります。事業者の判断で別途調達する什器備品を除いて、原則として県が調達費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	別に定める資料を参照してください。
163	要求水準書	27	中長期修繕計画書	要求水準書では完成後業務として記載されておりますが、入札説明書（7頁ウ）では「事業者が提案時に作成」とあります。具体的な作成時期をお示しください。	完成後業務として、事業者が提案時に示した中長期修繕計画の考え方を参考に、事業者と県で協議の上、中長期修繕計画を作成するものとします。入札説明書を修正します。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
164	要求水準書	29	業務の期間	「開業準備業務の実施期間は、本施設の～（中略）～供用開始までとする」とありますが、業務開始期間から事務室開設までの期間にあたっては、開業準備業務を行うための仮事務室等はございますか。	ありません。仮事務室等は事業者で用意ください。
165	要求水準書	29	業務の期間	「開業準備業務の実施期間は、本施設の～（中略）～供用開始までとする」とありますが、仮事務室等が設置される場合、県にてご用意いただけるのでしょうか。	ありません。仮事務室等は事業者で用意ください。
166	要求水準書	29	基本的な考え方	利用規約案の作成は特定事業契約締結後速やかにとありますが、入札説明書8ページの表では開業準備業務の期間は設計業務完了後とあります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	開業準備業務の期間は便宜的に示しているものであります。（事業開始すぐに開業に向けた準備業務を行うと事業者が判断することは可能であります。）
167	要求水準書	29	施設管理規則について	「利用規約案においては、・・・今後愛知県知事が定める予定である施設管理規則の規定に基づくものの・・・」との記載がありますが、運営に影響があるか確認したいため、施設管理規則の内容をお示しください。	利用規約や施設管理規則につきましては、事業者の提案に基づき県と協議して決定していきます。
168	要求水準書	29	利用規約案の策定業務	利用料金を変更する場合は県との協議が必要とありますが、一律での料金設定を行わない場合、その理由や価格表が明確であれば都度の協議無く料金収受業務を行えるという理解で宜しいかご教示ください。	利用料金単価を変更する場合は協議が必要となります。
169	要求水準書	29	利用料金等の徴収方法等	一度設定した徴収方法でも、利用者の利便性に応じたツールの変遷等に対応して、随時変更可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、変更に際しては県及び事業者の間での会議体等にて協議ください。
170	要求水準書	29以下	利用料金等の徴収方法等	運営開始日までの間に徴収された利用料金等については、事業者はこれを保持することは許されるものの、同期間中は事業者の収入として計上することはできない一方、運営開始日以降は当該金員を確定的に運営権者に帰属させることができる（収入として計上することも許される）ものと理解しております。当方理解に齟齬がありましたら、ご指摘下さい。	原則ご理解のとおりですが、指定管理者制度を併用することも想定しておりますので、この場合はないこともあります。
171	要求水準書	30	維持管理・運営業務の準備業務	維持管理業務及び運営実施業務に必要な業務担当者とはSPC社員に限らず、施設に常駐する委託先事業者でも良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	要求水準書	30	ア 基本的な考え方	県の各種施策との連携を行うとありますが、利用予約受付体制を定める上で、連携が必要となる「県の各種施策」とは具体的に何を指しているかご教示ください。	第3 I 2 (6) 行政等への協力業務を参照ください。
173	要求水準書	30	予約管理業務	「施設の予約管理が行える、予約・受付ツール、システム等を導入し」とありますが現在の「ネットあいち」は継続利用しないとの認識でよろしいでしょうか。	提案に委ねます。
174	要求水準書	30	予約管理業務	「一般利用日を設定すること。（別に定める資料参照）」とは、どの資料でしょうか。ご教示ください。	No. 79を参照してください。
175	要求水準書	31	予約管理業務	「事業者自らが利用者となるイベント等の実施」の際には利用料金は支払わなくてもよろしいでしょうか。（払っても事業者へ入るだけなので）	利用料金として計上してください。
176	要求水準書	31	広報・誘致業務	「施設ウェブサイトを開設、更新等すること」とありますが、Webサイトの作成等初期投資は県負担、更新は事業者という解釈でよいでしょうか。	開設についても事業者負担となります。
177	要求水準書	31	基本的な考え方	県または市が地域連携組織を組成する場合、とありますが、具体的に予定はあるのでしょうか？またどのような組織イメージでしょうか？	「類似の大規模アリーナや近隣体育施設との利用調整」や「様々な関係者との協働による地域振興」等の地域連携組織をイメージしておりますが、事業者からの積極的な提案を期待しております。
178	要求水準書	31	地域連携組織の協力	現時点（または予定）で事業者が協力すべき地域連携組織はありますか？	現時点では想定しておりません。
179	要求水準書	31	基本的な考え方	・県による公的利用や県が誘致する国際大会、及びアジア大会開催期間中の県の利用を優先することとありますが、これらの日程について、本番日から何日前までにアリーナ側へ日程連絡を頂けるものと想定しておくべきでしょうか？現在の想定では何日程程度でしょうか。また確定時期が遅くなる場合、他の興行予約とのバッティングが生じる可能性があります。その場合の対応についてどのような形を想定されているかご教示ください。特にBリーグホームチームとの日程のバッティングに関してどちらを優先すべきかご教示ください。 ・県主体で開催する興行についても、他興行と同様に、事業者側が提案した利用料金を県側が負担するという理解でよろしいでしょうか。	別に定める資料を参照してください。なお、県主体で開催する行事等については、利用料金を県側が負担します。
180	要求水準書	31	県が誘致するスポーツの国際大会や全国大会等	通常年度のスポーツの国際大会、全国大会の日数は、一般利用日の設定日数以内と考えてよろしいでしょうか。	一般利用日については入場料が少額又は無料である場合となりますので、一般利用日の設定日数以内とは限りません。
181	要求水準書	31	県が誘致するスポーツの国際大会や全国大会等	通常年度の国際大会、全国大会で、一般利用日以外の扱いとなる場合があるとすれば、その日数はどの程度でしょうか。	現時点では想定しておりません。
182	要求水準書	31	業務の詳細	「アジア大会開催期間中は、県の利用を優先的に行う」とありますが、アジア大会開催にかかる追加業務が発生する場合、県が別途費用負担されるものと理解してよろしいでしょうか。また同様に、貴県が協力を求める事業等についても同様の理解でよろしいでしょうか。	具体的な追加業務の内容については協議となりますが、現時点では事業者の負担とすることは想定しておりません。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
183	要求水準書	31	行政等への協力業務	県の公的利用や誘致の利用申込は、一般利用申込よりも早いタイミングになるとの理解でよろしいでしょうか。	別に定める資料を参照してください。
184	要求水準書	31	行政等への協力業務	県の主催事業について、利用料金の支払いの有無はどうなりますでしょうか。	県から利用料金を支払います。
185	要求水準書	31	行政等への協力業務	「県による公的利用等による優先予約。誘致する国際大会等について優先的開催」とありますが、県が優先する催事の占める割合は年間何日程度想定しているのでしょうか。	現時点では想定しておりません。
186	要求水準書	32	行政等への協力業務	記念式典及びオープニングイベント等の費用は事業者負担となるのでしょうか。県負担となるのでしょうか。	県が主催する記念式典につきましてはご理解のとおりです。オープニングイベントにつきましては協議させていただきます。
187	要求水準書	32	オープニングイベント	2025年夏オープンに合わせた記念式典及びオープニングイベント等について、具体的な開催時期をお示しください。	2025年夏オープンを目指しておりますが、具体的な開催時期については未定であります。
188	要求水準書	34	管理要員の配置	管理要員については、必ずしも常勤でなくともよいという理解でよろしいでしょうか。あるいは、SPC職員が自ら管理要員を兼務することは可能でしょうか。	常勤は必須ではありませんが、要求水準を充足する体制として管理要員を配置してください。
189	要求水準書	35	什器備品の修繕等	貴県の負担で調達し貸与を受ける、スポーツ競技に必要となる備品等及び施設に必要となる備品等の、修繕及び更新にかかる費用は、所有者である貴県が負担されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、中長期修繕計画に定めたもののみとします。
190	要求水準書	36	修繕等業務 基本的な考え方	「県と事業者の協議によって定める中長期修繕計画書・・・」とありますが、その協議の結果、事業者の提案段階の計画（費用含む）と大幅な乖離が生じた場合の扱いをご教示願います。	当該事象が派生した際には、帰責事由の所在に応じた費用負担等の方法を含めて、県と事業者による協議により対応します。
191	要求水準書	36	業務対象範囲	「費用負担は、原則として中長期修繕計画に定めるが、定めのないものについては、事業者の負担とする。」とありますが、中長期修繕計画に定めた修繕については全て貴県の費用負担となり、その支払は計画修繕実施年度という理解でよろしいでしょうか。	施設引き渡し後15年から20年までの間の1回実施する大規模修繕を県が負担します。
192	要求水準書	37	保安警備業務の対象範囲	保安警備範囲に含まれる「計画地外周」について具体的にお示しいただけますでしょうか。	計画地境界に接する道路等を想定しております。施設、計画地に対する各種不正不法行為等に対応できるよう適宜設定してください。
193	要求水準書	37	警備について	「24時間警備を基本とする」と記載がありますが、有人警備を想定されていますか。	有人警備を想定しておりますが、必ずしも24時間有人警備が必須ではありません。
194	要求水準書	37	有人警備	有人での24時間警備はイベント開催時前後の期間（SPCが必要と考える期間）と考えてよろしいでしょうか。	有人警備を想定しておりますが、必ずしも24時間有人警備が必須ではありません。
195	要求水準書	39	感染症への対応	「新型コロナウイルス感染症に代表される感染症への対応として、アリーナの運営方法を工夫するとともに、県からの要請があった場合には、運営方法等に関して協議を行い、対応に協力すること」とありますが、県の要請により、イベントの中止又は座席を間引いてイベントを実施する等の対応とした結果、収入が減少した場合、県にて収入減少分の補填をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	逸失利益の補填を行う予定はありません。
196	要求水準書	39	現施設の予約状況について	愛知県体育館の貸し出し状況について、年間の予約状況をお示しください。（一般貸出、無料貸出等）	別に定める資料を参照してください。
197	要求水準書	40	県との予約調整について	県が誘致するスポーツ大会やイベント等は年間にどの程度想定されていますか。（開催を想定する曜日や時期を含めてご提示ください）	現時点で開示できるものではありません。
198	要求水準書	40	県との予約調整について	上記のスポーツ大会・イベントを全て実施した場合に、準備・撤去日を含めて新体育館を使用する総日数をお示しください。	現時点で開示できるものではありません。
199	要求水準書	40	床の設置等の費用負担者	「床の設置等、利用者が設置することが難しいと想定される設備や備品は事業者が行うこと」との記載がありますが、当該行為の費用負担者は事業者との理解でよろしいでしょうか。	一般利用日についてはご理解のとおりです。
200	要求水準書	40	予約・受付ツールについて	提案による予約システムはASPサーバを用いたものでも宜しいでしょうか。	適切な情報管理ができるのであれば手法は問いません。
201	要求水準書	40	床の設置等について	床の設置費及び貸出費用を一般利用者を含む利用者に請求してもよろしいでしょうか。	一般利用日については不可とします。なお、対象となるのはNo. 199となります。
202	要求水準書	41	急病人等への対応	「医務室での対応体制」について、医師等常駐職員の配置はないとの理解でお間違えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	要求水準書	41	イベント等開催時の対応	「誘導員を配置し安全に交通誘導すること」と記載があり、イベント主催者の責任において実施すべき内容だと思われませんが事業者が行う必要がありますか。	要求水準を充足するよう、事業者の責任のもと、主催者と連携して実施してください。
204	要求水準書	41	安全管理・防災・緊急時対応	イベント等開催時の対応で、計画地内のランニングコースを閉鎖す場合は、他のルートへ誘導する事と。とありますが、年間のイベント稼働日数によっては、閉鎖日が多くなると利用者に分かりにくいと思われれます。また、イベントの搬入出等の車両もある為、安全面から暫定のランニングコースで変更がない計画で検討しても良いでしょうか。	ランニングコースの形状は、なるべく現状のランニングコースに合わせてください。またイベント等による閉鎖時の運用については市との協議になります。
205	要求水準書	41	イベント等開催時の対応	ランニングコースを閉鎖する場合の他ルートとしては、名古屋市が検討する工事期間中の暫定コースを想定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	要求水準書	41	イベント等開催時の対応	周辺の駅及び道路等（本対象計画地を除く）の混雑対応は、費用負担含め貴県や名古屋市にて対応頂けるという理解でよろしいでしょうか。	一義的な混雑緩和対策は、事業者の責任で行ってください。また、計画地外での対応についても、事業者の協力が必要となる場合があります。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
207	要求水準書	41	駐車場管理業務	「利用者の駐車場を整備し、利用料金を徴収することができる」とありますが、施設利用者以外に、一般駐車場として使用する事もよいのでしょうか。	公園及び公園施設利用者を対象とした一般駐車場とすることも可能ですが、使用形態によっては土地使用料にも影響する可能性があります。一般駐車場の定義についてはNo. 151を参照してください。
208	要求水準書	42	事業期間終了時の引継業務 業務の詳細	建物劣化調査等の結果、「修繕」では要求水準を充足するに至らず、「大規模修繕」の実施が必要な状態であった場合については、県と事業者の協議により可能な限りの「修繕」によって要求水準の充足を目指す、との理解でよいのでしょうか？	事業期間終了までは要求水準を満たす必要があります。
209	要求水準書	45	年間スケジュール	年間スケジュールの企画に際し、一般利用日の日数及びスポーツイベント等の必須開催日数等の制約についてご教示ください。	別に定める資料を参照してください。
210	要求水準書	45	総務・経理業務	会計基準は日本会計基準以外（IFRS等）でも良いのでしょうか。	日本会計基準としてください。
211	要求水準書	46	組織体制	「統括管理責任者の配置」について、非常勤でもよろしいのでしょうか。	常勤であります。
212	要求水準書	46	維持管理業務責任者	維持管理業務責任者は、SPC社員ではなく、SPCに出資する維持管理を担う会社から派遣される委託事業者の立場の者でも問題ないのでしょうか。	事業者の判断となります。
213	要求水準書	46	業務責任者	業務責任者について、要件を満たすことを前提としたうえで、兼務することは可能でしょうか。	事業者の判断となります。
214	要求水準書	47	業務担当者の配置	統括管理責任者、開業準備業務責任者、および各業務について配置が求められる業務担当者は基本的に専任・内部者であることが要求されていますでしょうか。	事業者の判断ではありますが、統括管理責任者については、専任・内部と考えております。
215	要求水準書	48	県による実績評価	「管理運営原価の開示・確認等によるモニタリングを行うものとし」とありますが、コンセッション方式を採用し、またレベニューシェアを導入しない本事業においては、管理運営原価の設定、管理は事業者の裁量範囲と認識致します。原価開示・確認等によるモニタリングを実施される理由について、お示しいただけますでしょうか。	本事業の基本コンセプトを継続的かつ安定的に実行していくために必要であると考えております。
216	要求水準書	49	第三者機関の設置	第三者機関の構成員選定は県・事業者それぞれが何名か（合計は奇数人）選定し両者で協議して決定するという認識でよろしいのでしょうか。その場合、事業者の選定数は何名であり、どのような基準で協議を行うのでしょうか。	構成員の選定に関する考え方はご理解のとおりです。なお、選定数や選定基準等につきましては今後協議させていただきます。
217	要求水準書	50	用語の定義 修繕	修繕の対象範囲についても大規模修繕と同様に、運営権設定対象施設との理解でよいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
218	要求水準書	50	用語の定義 修繕 大規模修繕	修繕と大規模修繕の基本的な考え方（主な項目）として、 ・修繕：部品交換や部分修理による機能回復 ・大規模修繕：設備機器更新、建築部材の全面補修 との理解でよいのでしょうか？	施設の提案内容によるため、現段階で具体的に想定はしていません。
219	落札者決定基準	4	要求水準書に対する提案内容の確認	「必要な費用の裏付けが合理的であることの確認を行う」とありますが、入札説明書では「維持管理・運営費、利用料収入、運営権対価については参考として示す」とされており、評価の対象とはならないと入札説明会での説明がありました。この場合、「必要な費用の裏付けが合理的であること」の確認方法をご教示いただけますでしょうか。	各該当様式において判断いたします。
220	落札者決定基準	5	事業遂行能力に関する確認	収支項目の設定、事業収支計算等が適切性の検証について、基準となるもの、検証の考え方についてご教示ください。	該当様式において判断いたします。
221	落札者決定基準	6	性能等に関する評価	任意事業の「要求水準」についてですが、任意事業が実施できない場合は要求水準を充足しないということになりますでしょうか。	提案したが実施しない場合は充足しないとなり、提案がない場合は充足しないとはなりません。
222	落札者決定基準	6	入札価格の評価	最低提案価格が0円だった場合には、他のチームは0点となるという理解でよろしいのでしょうか。	0円入札を想定はしていません。 (計算式上、0円であれば全者0点となります) 仮に0円入札が行われた場合には、不公平のないように対応させていただきます。
223	落札者決定基準	6	性能等に関する評価	加算点は審査項目の配点に対して0～1の採点を行うとのことですが、項目は提示されている①～⑥であり、より細分化された項目はなく、さらにA～Eの評価は絶対評価で複数の応募者が同点となることあるという理解でよろしいのでしょうか。	細分化された項目については提示していません。 なお、複数の応募者が同点となることについてはご理解のとおりです。
224	落札者決定基準	8	審査項目	別表記載の詳細の審査項目ごとの配点を開示いただけないのでしょうか。	開示いたしません。
225	落札者決定基準	10	運営企画・実務業務に関する事項	評価視点に「一般利用促進に配慮した利用規約」の記載がありますが、これは提案段階において、開業後に踏襲される想定の利用規約の詳細レベルの提示を求めているという理解でよろしいのでしょうか。要求水準書には利用規約の作成時期は契約締結後との記載があり、本利用規約についてどのようなタイムスケジュールを想定されているかご教示ください。	利用者に対するサービス向上、満足度向上に資する利用規約（利用可能時間、利用料金、利用方法、利用制限等）の考え方を求めます。 タイムスケジュールは、上記No. 166の回答をご参考ください。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
226	落札者決定基準	12	代表企業の取り扱い、構成企業の取り扱い	県の承認により変更が可能となった場合、それに伴う構成企業間での議決権付株式の持ち分割合変更は可能でしょうか。	県が承認した場合に限り可能となります。
227	様式集及び記載要領	1	参加資格証明書	応募グループで参加表明をする場合、構成企業の委任状・印鑑証明・添付書類等は、すべて代表企業がまとめて県へ提出するという事によろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	様式集及び記載要領	1	参加表明書	「いずれかの様式に代表者が記名捺印し、印鑑証明書を添付して出すこと」とありますが、愛知県への登録は弊社の支店長名です。印鑑証明書は弊社の社長名のみとなります。社長名の印鑑証明書と委任状を添付して提出すればよろしいですか。	ご理解のとおりです。委任状は様式任意となります。
229	様式集及び記載要領	1	計算書類	有価証券報告書がない場合は計算書類の提出が必要との理解ですが、決算報告書でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
230	様式集及び記載要領	2	参加表明書	「f. 法人税納税証明書」は具体的にどの種類のことを提出すればよろしいでしょうか。	国税の納税証明書その3の3となります。
231	様式集及び記載要領	2	納税証明書	法人税・消費税納税証明書はその1若しくはその3の3どちらでしょうか。	その3の3となります。
232	様式集及び記載要領	6	会社名の記入	応募者でないテナントや、事業者から直接業務を受託又は請け負う企業などについては、提案イメージを伝えるために会社名やロゴの表示をしてもよいでしょうか。	提案者の特定ができないものであれば差支えありません。
233	様式集及び記載要領	9	事業提案書（提案概要書・図面集以外）	提出するデータについて、図表や図面などをわかりやすく表示し、レイアウトを容易に行える専用のアプリケーションソフトでの作成を考えているため、PDF形式（テキストのコピー・アンド・ペーストが可能なモード）のみとしてもよろしいでしょうか。	Microsoft Word (Windows版2016以前) あるいはMicrosoft Excel (Windows版2016以前) として保存したデータ及びそれらをすべてPDF形式（テキストのコピー・アンド・ペーストが可能なモードとすること。）としたデータをご提出ください。
234	様式集及び記載要領	7	参加表明書の提出書類	「正1部、副2部」とありますが、正は押印した本書等で、副は正のモノクロコピーと理解してよろしいでしょうか。	正1部、副1部の誤りです。なお副はご理解のとおりです。
235	様式集及び記載要領	25	応募者の名称等（応募グループ用）	特別目的会社には出資しないが、特別目的会社から要求水準書に定める業務を受託する企業は、応募者になれると考えてよろしいでしょうか。その場合、当該企業は構成企業ではないため、本様式の■の後部分はどのような記載すればよろしいでしょうか。	応募グループは、構成企業のみで構成され、特別目的会社に出資しない企業は含まれません。従って、特別目的会社に出資しない企業は、応募者にはなりません。
236	様式集及び記載要領	26	委任状	実施方針に関する質問回答番号168の通り、参加表明書提出の際の企業名称は、入札参加資格者名簿の記載名とされております。構成企業が提出する添付書類の印鑑証明書は、入札参加資格者名簿の記載名が支店長の場合は、社長印の印鑑証明書を提出するとともに、社長から支店長への委任状（様式自由）を提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	様式集及び記載要領	29	参加資格要件確認申請書（応募グループ用）	建設業務にあたる企業の提出書類に「建設業許可証明書の写し（直近3ヶ月以内に限り）」とありますが、建設業許可の有効期間が参加表明書の提出時において有効であればよろしいでしょうか。当該許可証は、国土交通省発信の「国土交通大臣許可に係る許可証明書の取扱いについて」の通り、常時証明するために発行するものではないと思慮いたします。	ご理解のとおりです。様式集を修正します。
238	様式集及び記載要領	37	入札書	代理人が入札する際、入札書に代表者印は必要でしょうか。	委任状にて代理人が入札を行うこととしている場合は、その代理人の印となります。
239	様式集及び記載要領	45	県が加入を予定する保険	本事業において県が付保する予定の保険がございましたら、差支えの無い範囲で保険会社名と保険内容等をご教示願います。	保険の付保は想定していません。
240	様式集及び記載要領	47		SPC経費のうち、維持管理・運営業務（統括マネジメント業務を含む）とその他の事業で共通して発生する経費については、合理的な配賦基準を設定のうえで維持管理・運営業務（統括マネジメント業務を含む）に計上することは妨げられないと考えてよろしいでしょうか。	特定事業に係るSPC経費は統括マネジメント業務として計上してください。なお、SPC経費が特定事業と任意事業で共通して発生する場合には、合理的な配賦基準を設定の上で、特定事業に係るSPC経費のみを統括マネジメント業務として計上してください。
241	様式集及び記載要領			(1) 投資計画書において、施設整備費とは特定事業契約書（案）に定義される設計・建設費を指し、修繕費、更新費及び備品購入費についてはいずれも維持管理・運営業務において発生する費用と理解してよろしいでしょうか。脚注にて指示のある「他の様式と金額を整合」させる観点から質問するものです。	施設整備費とは特定事業契約書に定義される設計・建設費を指します。また、修繕費、更新費及び備品購入費について、維持管理・運営期間以外での記載を制限するものではありません。
242	様式集及び記載要領			(1) 投資計画書において、2055年度が2列にわたって記載されているのは誤りであり、AL列は2056年度と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集を修正します。
243	様式集及び記載要領			(2) 資金調達計画において、2023年度が2列にわたって記載されているのは誤りであり、(1)投資計画書と同様にF列は2024年度（以降、同様に繰り下げ）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集を修正します。
244	様式集及び記載要領			確認ではございますが、様式E-2-②では維持管理・運営業務（統括マネジメント業務を含む）の記載が求められており、設計・建設等のその他業務については記載を要さないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
245	様式集及び記載要領			損益計算書における「法人税等（施設維持管理運営での見込み額）」とは、SPC全体での税額のうち維持管理・運営業務にかかる税額を簡便的に見込んで算定することでよろしいでしょうか。	特定事業に係る法人税等の記載を想定しています。なお、法人税等が特定事業と任意事業で共通して発生する場合には、合理的な配賦基準を設定の上で、特定事業に係る法人税等のみを計上してください。
246	様式集及び記載要領			法人税等調整額の記載は求められていないとの理解ですが、重要性の内容等を踏まえて「法人税等（施設維持管理運営での見込み額）」に含めて記載することは可能でしょうか。	可能です。
247	様式集及び記載要領			運営業務及び維持管理業務の内訳は「●●業務」となっていますが、かかる区分は要求水準書における業務の区分と必ずしも一致させる必要はなく、任意に記載できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、かかる区分は要求水準書における業務区分との対応を明確にしてください。
248	様式集及び記載要領			利用料金表における使用料は、税込で記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	様式集及び記載要領			減免等の料金政策についての提案が求められていますが、県にて定める減免はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
250	様式集及び記載要領			入札書別紙に、 ①設計・建設費相当額 ②維持管理・運営費用相当額 ③利用料金収入等相当額 ④運営権対価相当額 の4つの金額を記入することになっていますが、この4つの金額と入札金額との関連をご教示ください。例えば、①+②-③-④=入札金額との理解でよろしいでしょうか。	運営権対価相当額=利用料金収入等相当額-維持管理・運営費用相当額となります。また、設計・建設費相当額-運営権対価相当額=入札金額となります。
251	様式集及び記載要領	74	平面図	「要求水準書第2のIの(5)の①イの用途」とありますが、要求水準書第2のIの(5)の(イ)のa～oの用途と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集を修正します。
252	基本協定書（案）	3	株式の譲渡	他の議決権付株式を保有するものに対して、議決権の一部を譲渡する場合は、事前に書面による県の承諾なしに可能ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
253	基本協定書（案）	3	株式の譲渡	「当該譲渡が事業予定者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合」につき、具体的にご想定されている状況をご教示下さい。主には、当該議決権株式の処分者から事業者に出向している職員が議決権株式の処分と共に運営権者から引き上げるにより要求水準書又は提案書類に定める事業者の義務履行に支障をきたすような状況を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような状況を含みますが、これに限られません。個別事象に即して総合的に判断します。
254	基本協定書（案）	4	株式の譲渡	代表企業を変更する場合、運営開始日意向には甲の事前の署名が必要であると記載があるが、事前の定義をお示しください。	具体的な日数は定めていません。変更しようとする日より前に承認を得る必要があります。
255	基本協定書（案）	5	業務の委託・請負	特定事業契約第68条や第70条に基づく追加投資の実施は、その都度個別に発注するため、維持管理・運営業務の委託先が対応する施工を行うわけではないとの理解です。この追加投資の実施は事業者が建設業許可を持つ施工業者に発注する必要がありますが、当該追加投資の施工業者は別紙3の記載の対象に入らないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
256	基本協定書（案）	5	業務の委託・請負	第7条第2項の業務委託請負先に対する委託又は発注に係る県の承諾について、当該業務委託請負先が同条第3項に違反しない限り、県は不合理に承諾を拒絶又は遅延しないとの理解でよろしいでしょうか。	第7条第3項が参照する別紙3に定める方法によって選定されたことのみをもって、第7条第2項の承諾が当然に得られるものではありません。業務委託請負先が適切であるか否か等、県が別途確認することがあります。なお、第7条第3項は、設計・建設業務の全部又は一部を業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合の規定であり、維持管理・運営業務は対象に含まれません。
257	基本協定書（案）	6	談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	第9条第2項以下も、第1項と同じく、本事業の入札手続きに関して該当する場合に限って適用される条項であるとの認識で間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
258	基本協定書（案）	6	違約罰としての賠償金について	基本協定の解除、特定事業契約の不締結・解除の際の賠償金は妥当かと考えますが、基本協定・特定事業契約を解除しない場合における違約罰としての賠償金は事業者にとって過度な負担かと思料します。つきましては、当該事由に基づく違約罰としての賠償金はない建付として頂きたいと存じます。	原案のとおりとします。本事業の入札手続きに関する不正行為に対する賠償金であり、基本協定又は特定事業契約を締結するか否か又は解除するか否かに関わらず、必要な規定であると考えます。
259	基本協定書（案）	7	違約罰としての賠償金について	当該項は同条第2項における違約罰としての賠償金と合わせて請求されることはないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
260	基本協定書（案）	8	違約罰としての賠償金について	基本協定の解除、特定事業契約の不締結・解除の際の賠償金は妥当かと考えますが、基本協定・特定事業契約を解除しない場合における違約罰として賠償金は事業者にとって過度な負担かと思料します。つきましては、当該事由に基づく違約罰としての賠償金はない建付としていただきたく存じます。	原案のとおりとします。暴力団の関与に対する賠償金であり、基本協定又は特定事業契約を締結するか否か又は解除するか否かに関わらず、必要な規定であると考えます。
261	基本協定書（案）	8	特定事業契約不締結の場合の処理	例えば、貴県議会で運営権設定が否決されるなど、貴県事由により特定事業契約が不調となった場合は、事業予定者が損害賠償を請求できる建付けとしていただきたく存じます。	原案のとおりとします。ご質問の例において、県の帰責性の有無は県議会で運営権設定が否決された事由によって異なるため、県が常に損害賠償請求を受けるものではないと考えます。
262	基本協定書（案）	9	代表企業の責任	「事業予定者が解散等を行う場合」とありますが、解散「等」とあるのは、具体的に何を想定されていますでしょうか。	法人の解散に伴う関連手続きを想定したものです。
263	基本協定書（案）	10	有効期間	本事業の終了日とは事業期間終了日ではなく、事業者の解散日という認識でよろしいでしょうか。	本事業の終了日は事業期間終了日です。事業予定者が解散するまでの代表企業の責任は、第13条第3項第4号に基づき、事業期間終了日以降も存続します。
264	基本協定書（案）	5～7	談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	第9条第2項～5項の賠償金は、本事業の入札手続きに関して談合その他不正行為があった場合に発生すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
265	特定事業契約書（案）	1	公共性及び民間事業の趣旨の尊重	本文となお書きとに書き分ける必要は乏しく、むしろ両当事者相互に同様に適用される条項として、「県及び事業者は、本事業内容の詳細について、社会情勢の変化その他の本事業に係る外在的及び内在的な事情の変化を踏まえた協議が必要と認める場合は、相手方当事者に対して協議を求めることができ、相手方当事者は、合理的な理由なくして協議を留保、遅延又は拒否しないものとする。」と変更する余地がないかご検討ください。	原案のとおりとします。本事業の公共事業としての重要性に鑑みて、本事業内容の詳細に関する見直しに係る方針決定は、県が主体的に行うべきものと考えます。
266	特定事業契約書（案）	2	利用料金	利用料金の改定について明確な規定がありませんが、貴県と協議することで、適時改定できると考えてよろしいでしょうか。	別に定める資料を参照してください。
267	特定事業契約書（案）	2	利用料金	ここに規定される、利用料金の還付、全額又は一部の免除及び徴収の延期とは、どういった場合に適用されるものなのでしょうか。	公の施設の利用料金において一般的に規定される事項を想定しています。詳細は県と事業者の協議によります。
268	特定事業契約書（案）	2	県の実施業務	県が実施する既存施設の解体及び整地等においては、事業者の施設計画を反映することで、より効率的に実施することが可能となると考えます。従って、解体等は県が事業者に別途発注することが望ましいと考えますが、検討は可能でしょうか。	どのような発注形態が望ましいかも含めて、県において検討中です。
269	特定事業契約書（案）	2	県の実施業務	既存施設の撤去の対象及び内容については、事前に事業者と協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、既存施設の撤去工事に不備、遅延があった場合には、県の責任においてこれを治癒いただけるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、どのような発注形態が望ましいかも含めて、県において検討中です。後段については、ご理解のとおりです。
270	特定事業契約書（案）	3	公租公課の負担	本事業において事業所税は課税されないと考えてよろしいでしょうか。	本事業の実施に伴う公租公課については、事業者でご判断ください。
271	特定事業契約書（案）	5	必要な契約の有効期間	業務委託請負先との間の必要な契約について、事業期間を超えた期間の有効期間を設定することは妨げられず、事業期間が終了した場合に当該契約の承継等について協議がなされることになるという理解でよろしいでしょうか。	事業期間を超える契約期間の設定を、県が認めることはできません。
272	特定事業契約書（案）	5	業務委託請負契約	第68条や第70条に基づく追加投資の実施は、その都度個別に発注するため、維持管理・運営業務の委託先が対応する施工を行うわけではないという理解です。この追加投資の実施は事業者が建設業許可を持つ施工業者に発注する必要がありますが、当該追加投資の施工業者は別紙5の記載の対象に入らないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	特定事業契約書（案）	5	業務委託請負契約	第15条第2項の業務委託請負先に対する委託又は発注に係る県の承諾について、当該業務委託請負先が同条第3項及び第4項に違反しない限り、県は不合理に承諾を拒絶又は遅延しないという理解でよろしいでしょうか。	第15条第3項が参照する別紙6に定める方法によって選定されたことのみをもって、第15条第2項の承諾が当然に得られるものではありません。第15条第4項の内容を含め、業務委託請負先が適切であるか否か等、県が別途確認することがあります。なお、第15条第3項は、設計・建設業務の全部又は一部を業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合の規定であり、維持管理・運営業務は対象に含まれません。
274	特定事業契約書（案）	6	県による許認可の取得等	事業者が本事業を実施するにあたり、土地に関して必要となるすべての権原は、設計・建設期間から維持管理・運営期間の全期間にわたり、第17条第1項により県の責任及び費用負担により維持等がなされるという理解でよろしいでしょうか。	特定事業に関してはご理解のとおりです。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
275	特定事業契約書(案)	6	県による許認可の取得等	許認可権者からの条件が付されることを県が把握した時点で、当該内容を事業者へ通知いただき、必要に応じて県と事業者で対応を協議できるとの理解でよろしいでしょうか。当該条件が著しく事業者の不利益とならないようにご調整いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
276	特定事業契約書(案)	7	要求水準変更時の減少費用の帰属	19条3によると、費用の減少相当額は貴県に帰属しますが、費用の減少は事業の縮小に伴う事業者の収入の減少に連動する場合がある為、収入の減少に無関係の費用減少相当額に限り貴県に帰属する定めに変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。ご質問にあるような要求水準の変更は想定していません。
277	特定事業契約書(案)	7		第19条第3項に「要求水準書の変更により事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については県の帰属」とありますが、維持管理・運営費が減少した場合、事業者は減少額相当額を県に支払うことになるのでしょうか。	減少費用の調整方法も含めて、個別事象に即して協議のうえ定めます。
278	特定事業契約書(案)	7	ガバナンスの実施及びガバナンス体制の構築	「県及び事業者双方から必要に応じて、ファシリテーターを設置することができる。」と記載がありますが、ファシリテーターの設置は必ず行わなければならないとの認識でよろしいでしょうか。	ファシリテーターは、協議会の会員からの要請を受けて活動するものであり、必要に応じて、設置できるものとしています。
279	特定事業契約書(案)	7	要求水準の変更	第19条第1項にもとづく要求水準の変更においては、事業者との協議を踏まえ、本事業の収益性に与える影響を最小限とする観点から、変更の具体的な内容につき、事業者との協議内容を十分ご配慮をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	特定事業契約書(案)	7	要求水準の変更	「県の事由による要求水準の変更」は「地方公共団体による政策が変更され又は決定されたこと」には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。「地方公共団体」とあるのは、県以外の地方公共団体を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりですが、後段については、県の政策変更を含みます。
281	特定事業契約書(案)	7	要求水準の変更	「当該費用相当額については、県の帰属とする」とありますが、これは具体的にどのような処理を行う想定なのでしょうか。	減少費用の調整方法も含めて、個別事象に即して協議のうえ定めます。
282	特定事業契約書(案)	8		第21条第5項に規定の統括管理責任者を変更する「やむを得ない事由」には、統括管理責任者の所属企業内での人事異動も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
283	特定事業契約書(案)	8	統括マネジメント業務	第5項の統括管理責任者の変更に係る県の承諾について、県は不合理に承諾を拒絶又は遅延しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
284	特定事業契約書(案)	8	統括マネジメント業務	事業者が統括管理責任者を自らの役員又は従業員から選任し、当該統括管理責任者が統括マネジメント業務を実施する一方で、その補助の業務を第三者に委託することは妨げられないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	特定事業契約書(案)	9	ガバナンス基本計画等の変更	ガバナンス基本計画の変更にあたっては、事業者との協議においてその変更内容の合意がなされることを前提としているとの理解でよろしいでしょうか。第2項のガバナンス実施計画書の変更についても同様です。	ご理解のとおりです。
286	特定事業契約書(案)	10		第27条第7項に「ガバナンス実施計画書の変更により事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については県の帰属とする」とありますが、この場合、事業者は減少額相当額を県に支払うことになるのでしょうか。	減少費用の調整方法も含めて、個別事象に即して協議のうえ定めます。
287	特定事業契約書(案)	10	ガバナンス基本計画等の変更	「当該費用相当額については、県の帰属とする」とありますが、これは具体的にどのような処理を行う想定なのでしょうか。	減少費用の調整方法も含めて、個別事象に即して協議のうえ定めます。
288	特定事業契約書(案)	11	関連工事の調整	県が調整を行うにあたっては、事業者からあらかじめ協議を行い、本事業の実施に過大な負担が生じないよう十分な配慮をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、名古屋市からの要請等に関しては、県の判断だけで決めることができない点をご理解ください。
289	特定事業契約書(案)	12	設計	地中埋設物において、要求水準書に示した地中埋設物に起因するもの以外は、県が負担とありますが、要求水準書に地中埋設物に関する記載がございません。現段階において地中埋設物はないと判断してよろしいでしょうか。	要求水準書において、別に定める資料を参照することとしています。守秘義務対象資料をご参照ください。
290	特定事業契約書(案)	12	契約の保証	契約保証は特定事業契約の締結当時に付す必要がありますが、その時点での「設計・建設費」は提案時の想定金額になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
291	特定事業契約書(案)	12	設計	「地中埋設物」以外に、土壌汚染、軟弱地盤、埋蔵文化財等その他土地の瑕疵であって、要求水準書等から合理的に予測できないものに起因して発生する追加費用についても、県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が必要な調査を適切に実施したにもかかわらず予測できなかった場合は、ご理解のとおりです。
292	特定事業契約書(案)	12	設計	「地中埋設物に起因して発生する追加費用は、県がこれを負担する。」とありますが、地中埋設物に起因するスケジュール変更で生じる増加費用も県が負担すると考えてよいでしょうか。また、スケジュール遅延に伴うペナルティを事業者が受けることはないと考えてよいでしょうか。	前段については、合理的な増加費用と認められるものは負担します。後段については、その他の要因に関する当事者双方の帰責性を含めて総合的に判断します。
293	特定事業契約書(案)	13	書類提出・検査	第8項で、書類提出・検査が行われる場合として、設計等の完了後に加えて「その他県が必要と認めた場合」とありますが、具体的にどのような場合をご想定かご教示下さい。(完了に至るまでの途中段階での状況確認であれば、第7項により既にカバーされているように思われます。)	一般的な設計業務でいうところの基本設計完了時点等、一定の成果報告が必要と県が判断した場合を想定しています。第7項は進捗報告についての規定です。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
294	特定事業契約書(案)	13	設計図書の受領後の取扱い	第9項で、設計図書の受領後「遅滞なく」ご指摘等を頂くことになっておりますが、工期遵守の観点から「速やかに」へのご修正頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。設計図書の確認には十分な時間を要するため、速やかに指摘することはできません。
295	特定事業契約書(案)	13	設計	事前調査の時点で、発見することが不可能又は著しく困難な地中埋設物、埋蔵文化財等の土地の瑕疵については、事前調査の段階で発見することができなくても事前調査業務の不備に該当せず、事後的に判明した場合には、県が追加費用を負担して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	事業者が事前調査を適切に実施したにもかかわらず発見できなかった場合は、ご理解のとおりです。
296	特定事業契約書(案)	14	建設請負契約における特約	事業者は、建設企業との間で締結する建設請負契約において、建設企業が建設する本施設の所有権が事業者に原始的に帰属する旨の特約を付す。とありますが、この特約の背景をご教示願います。	建設業務はBT方式であり、事業者が原始取得した本施設の所有権を県に移転するという趣旨です。
297	特定事業契約書(案)	14	本施設の引渡し	事業者は運営権が発効することにより本施設の運営が可能になるとの理解ですが、第65条第1項では、運営開始予定日より前に、県に引渡し、かつ同日中に県から事業者に引渡しが行われる、となっております。また、第57条第1項では、完成検査が完了し、完成を確認した日をもって引き渡し、となっているため、結局具体的に引渡しをいつ行う必要があるのか判断できません。運営権の設定、発効及び指定管理者の指定と併せ、運営開始までの各ステップの具体的な想定スケジュールをお示しください。	設計・建設業務の完了を規定した第57条第3項に基づき、完成確認日において事業者から県に本施設を引渡します。この完成確認日は、第65条第1項に定めるとおり、運営開始予定日よりも前であることが必要です(同日であることは要しません)。そのうえで、事業者から県への引渡しと同日に、維持管理・運営業務の実施に必要な行為として、第65条第1項に基づき、県から事業者に本施設を引渡します。運営権の設定及び効力発生並びに指定管理者の指定については、第63条及び第64条に規定したとおりです。
298	特定事業契約書(案)	16	近隣調整	県が設定した条件に直接起因して近隣調整が必要となり、その結果建設工事の完成予定日が後ろ倒しとなった場合、単に設計・建設費が増大するだけでなく、その遅延期間分だけ事業者の収益機会が失われます。この収益機会の喪失による想定利用料金収入等の減少を前提とした運営権対価相当額が、提案時の運営権対価相当額より減少した場合、その減少分について補填いただけるという理解でよろしいでしょうか。	利用料金収入等の減少に対する補填は想定していません。
299	特定事業契約書(案)	18		第44条に基づく県による設計変更により維持管理・運営費が増加した場合、運営権対価の減額または県からの増額分の支払がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	運営権設定条件付き譲渡対価相当額の変更は想定していません。増加費用の負担方法も含めて、個別事象に即して協議のうえ定めます。
300	特定事業契約書(案)	18	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	設計図書不適合が県の責めに帰すべき事由による場合には、設計・建設期間を変更するとありますが、事業期間そのものには変更がないとの理解です。その場合、設計・建設期間の変更により、維持管理・運営期間がその分短縮され、当該期間の事業者の収益機会が失われます。この収益機会の喪失による想定利用料金収入等の減少を前提とした運営権対価相当額が、提案時の運営権対価相当額より減少した場合、その減少分についても、県から補填されるとの理解でよろしいでしょうか。第44条、第45条第3項、第46条第2項に基づく設計・建設期間の変更についても同様です。	運営権設定条件付き譲渡対価相当額の変更は想定していません。増加費用の負担方法も含めて、個別事象に即して協議のうえ定めます。
301	特定事業契約書(案)	18	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	設計図書不適合が県の責めに帰すべき事由による場合、「設計・建設費「若しくは」サービス購入料を変更し」とありますが、設計・建設費が増額となった場合には、サービス購入料も増額されるとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合があるとしたら、それはどのようなケースかもお教示ください。第44条、第45条第3項、第46条第2項に基づく設計・建設費及びサービス購入料の変更についても同様です。	基本的にはご理解のとおりですが、サービス購入料を増額する方法のほかに、県が別途の予算措置を講じる場合もあります。増加費用の負担方法も含めて、個別事象に即して協議のうえ定めます。
302	特定事業契約書(案)	18	設計図書の変更	「必要があると認めるとき」とありますが、その必要性の判断においては、事業者にとっての本事業の事業性を維持することも十分考慮に入れ、かつ、変更内容について事業者と事前に協議のうえ両者が合意するようご検討願います。	ご理解のとおりです。
303	特定事業契約書(案)	19	事業者の請求による設計・建設期間の延長	第46条第1項で、工期延長の事由として、「不可抗力又は県の責めに帰すべき事由」とありますが、公共工事請負契約約款第22条と同様、「天候の不良、第31条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他事業者の責めに帰すことができない事由」へのご修正頂けないでしょうか。同約款との比較において、許容される工期延長の理由が必要以上に狭く設定されているように思われます。	原案のとおりとします。設計・建設のみならず維持管理・運営を事業者へ包括的に委ねるという本事業の特性を鑑み、公共工事請負契約約款とは異なる規定としています。
304	特定事業契約書(案)	19	事業者の請求による設計・建設期間の延長	工期延長の事由として、「不可抗力又は県の責めに帰すべき事由」とされておりますが、公共工事標準請負契約約款第22条と同様に、「天候の不良、第31条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他事業者の責めに帰すことができない事由」に修正頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。設計・建設のみならず維持管理・運営を事業者へ包括的に委ねるという本事業の特性を鑑み、公共工事請負契約約款とは異なる規定としています。
305	特定事業契約書(案)	19	事業者の請求による設計・建設期間の延長	「不可抗力又は県の責めに帰すべき事由により設計・建設期間内に工事を完成することができな」とありますが、法令変更も事業者の責任性の無い事象であるとの理解でよろしいでしょうか。	法令改正については第88条が適用されます。
306	特定事業契約書(案)	19	設計・建設期間の変更方法	設計・建設期間が変更される場合であっても、公共施設等運営権存続期間は変更されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
307	特定事業契約書 (案)	19	設計・建設費又はサービス購入料の変更	設計・建設費及びサービス購入料の変更については、常に県と事業者の合意によって行うようご検討いただけないでしょうか。サービス購入料は運営権対価相当額と関連し、運営権対価相当額は事業の収益性を踏まえた金額となるため、施設の設計内容が変更になったり、設計・建設期間が延長されて収益機会を喪失した場合の事業性の変動と密接に関連し、事業者にとっての本事業参画の根幹にかかわります。14日で協議が調わない場合に県が一方的に決定できるというのは、事業者にとって不利益な内容かと存じます。第47条第1項、第48条第7項、第53条第1項についても同様です。	原案のとおりとします。なお、協議会等において十分な協議を行う予定です。
308	特定事業契約書 (案)	20	賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担	物価等変動時の対応措置として、①設計・建設費の変更又は②費用の負担が挙げられていますが、設計・建設費の変更があった場合には、その分サービス購入料も変更されるという理解でよろしいでしょうか。また、「費用の負担」が何を意味しているのかご教示ください。49条2項、5項、6項についても同様です。	基本的にはご理解のとおりですが、サービス購入料を増額する方法のほかに、県が別途の予算措置を講じる場合もあります。増加費用の負担方法も含めて、個別事象に即して協議のうえ定めます。
309	特定事業契約書 (案)	21	第三者に及ぼした損害	「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等」の通常避けることができないものとはどういったものを指すのかご教示ください。	一般的に発生しうるものの防止対策の実施に限度があるという趣旨です。
310	特定事業契約書 (案)	22	中間検査	第54条について、下記のように第43条第2項と同程度の内容へのご修正頂けますでしょうか。 第1項：「県は、工事の適正な技術的施工を確保するため必要があると認める相当の理由があるときは、中間検査を行うことができる。」 第2項：「県は、前項の検査にあたり必要があると認められるときは、当該相当の理由を事業者へ通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。」	原案のとおりとします。いわゆる手抜き工事の予防等に関して、県として必要があると認めた場合の規定であり、相当の理由があることは明らかであるほか、事業者への理由の通知を要しないものと考えます。
311	特定事業契約書 (案)	22	工事監理	第55条第4項の要求性能確認計画書とはどのようなものを指すのかご教示ください。	事業者が本施設の要求水準の確保を図るために、各業務が適切に実施されているかどうかを確認する方法と時期を記載した計画書を指します。
312	特定事業契約書 (案)	23	破壊検査	第57条第5項の破壊検査について、公共工事請負約款や第96条第2項同様、「その理由を事業者へ通知して、」と追記頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。いわゆる手抜き工事等、施工の品質に関する疑義が生じた場合に実施するものであり、相当の理由があることは明らかであるほか、事業者への理由の通知を要しないものと考えます。 なお、愛知県公共工事請負約款においては、発注者から請負者への理由の通知は定めていません。
313	特定事業契約書 (案)	23	破壊検査	第57条第6項に、「ただし、前項の規定による破壊検査を実施した結果、契約不適合（以下に定義する。）がなかった場合の当該破壊検査及び復旧に要する費用は、県の負担とする。」と追記頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。いわゆる手抜き工事等、施工の品質に関する疑義が生じた場合に実施するものであり、愛知県公共工事請負約款においても請負者の負担と定めています。
314	特定事業契約書 (案)	23	本施設の引渡し	事業者は運営権が発効することにより本施設の運営が可能になるとの理解ですが、第65条第1項では、運営開始予定日より前に、県に引渡し、かつ同日中に県から事業者へ引渡しが行われる、となっています。また、第57条第1項では、完成検査が完了し、完成を確認した日をもって引き渡し、となっているため、結局具体的に引渡しをいつ行う必要があるのか判断できません。運営権の設定、発効及び指定管理者の指定と併せ、運営開始までの各ステップの具体的な想定スケジュールをお示しください。	No. 297を参照してください。
315	特定事業契約書 (案)	26	運営権の設定に係る県議会の議決	運営権設定の停止条件の一つである、県議会の議決はいつ行われるのでしょうか。また、議決されないリスクの責任は貴県が負うのでしょうか。	開業準備段階に入るまでに県議会の議決を得る予定です。県議会の議決が得られなかった場合の責任の所在は、その内容によります。
316	特定事業契約書 (案)	26	公共施設等運営権の設定及び効力発生	63条1項2号乃至4号の停止条件が成就しないことにより、運営開始日が運営開始予定日より遅れる場合、維持管理・運営期間が短縮されるため、事業者はその分の収益機会を失います。したがって、第65条第2項と同様の処理により、悪化した事業性を前提にした運営権設定条件付譲渡対価相当額及びサービス購入料の見直しが行われるという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料の見直しは想定していません。
317	特定事業契約書 (案)	26	公共施設等運営権の設定及び効力発生	63条2項各号の条件が満たされないことにより、運営開始日が運営開始予定日より遅れる場合、維持管理・運営期間が短縮されるため、事業者はその分の収益機会を失います。したがって、第65条第2項と同様の処理により、悪化した事業性を前提にした運営権設定条件付譲渡対価相当額及びサービス購入料の見直しが行われるという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料の見直しは想定していません。
318	特定事業契約書 (案)	28	遅延損害金	運営開始予定日までに本施設を県に引き渡すことができなかった場合の遅延損害金の支払いについて規定されていますが、実施方針31ページの別紙1リスク分担表では、「県の指示等、県の事由による工事の遅延に関するもの」は県がリスクを分担することになっておりました。実施方針のリスク分担表に即して「運営開始予定日までに本施設を県に引き渡すことができなかった場合（但し、当該遅延が、県の指示等、県の事由による場合を除く）」に修正をご検討ください。	原案のとおりとします。賠償の請求は事業者の債務不履行を前提とするものであり、県の事由による場合を含まないことは自明です。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
319	特定事業契約書 (案)	28	遅延損害金	第65条第3項に、運営開始予定日までに本施設を県に引き渡すことができなかった場合の遅延損害金の支払いについて規定されておりますが、実施方針31頁のリスク分担表では、「県の指示等、県の事由による工事の遅延に関する」工事遅延について、県がリスクを分担することになっております。後者に即して「運営開始予定日までに本施設を県に引き渡すことができなかった場合（但し、当該遅延が、県の指示等、県の事由による場合を除く）」とご修正頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。賠償の請求は事業者の債務不履行を前提とするものであり、県の事由による場合を含まないことは自明です。
320	特定事業契約書 (案)	28	本施設引渡遅延時における損害金	第65条第3項に記載のある遅延損害金の賠償請求はあくまで、事業者の責めに帰すべき理由による場合であるとご理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
321	特定事業契約書 (案)	29	本施設の追加投資	事業者側が追加投資し、投資した資産が県の所有となる場合、事業者は投資額を一括で費用計上するのでしょうか。	事業者の会計税務処理については、応募者にてご判断ください。
322	特定事業契約書 (案)	29	件による本施設の追加投資	追加投資に関して、双方の内どちらが行うのか協議する場などは設けられますでしょうか。	ご理解のとおりです。
323	特定事業契約書 (案)	29	事業者の保有資産等の追加投資	少額な備品の購入や少額な修繕等も、毎度書面による承諾が必要でしょうか。	詳細は県と事業者で協議して定めます。
324	特定事業契約書 (案)	29	県による本施設の追加投資に伴う休館への営業補償	県が必要と判断した本施設の追加投資の実施に休館を伴う場合、事業者への営業補償がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	営業補償は想定していません。
325	特定事業契約書 (案)	30	中・長期修繕計画書に基づく修繕業務	「ただし、中・長期修繕計画に定めがないものは、次条(大規模修繕)に定める場合を除き、事業者の負担とする。」を「次条(大規模修繕)に定める場合を除き、県と事業者との協議の上負担する。」と変更できませんでしょうか。	原案のとおりとします。なお、大規模修繕の範囲については、県と事業者で協議して定めます。
326	特定事業契約書 (案)	30	中・長期修繕計画書に基づく修繕業務	県において、大規模修繕にかかる金額等の想定がありましたらご教示ください。	施設の提案内容によるため、現段階で具体的に想定しているものではありません。
327	特定事業契約書 (案)	30	中・長期修繕計画書に基づく修繕業務	事業者が実施する修繕と県が費用を負担する大規模修繕とを区分する基準等がありましたらご教示ください。実施方針に関する質問 No. 112より、事業者の収支からは除外する必要があることからお伺いするものです。	施設の提案内容によるため、現段階で具体的に想定しているものではありません。
328	特定事業契約書 (案)	30	中・長期修繕計画書に基づく修繕業務	事業者が作成することとなる中・長期修繕計画書について、県にて想定されている様式等がありましたらご教示ください。あるいは、事業者が任意に定めることはできますでしょうか。	現段階で具体的に想定しているものではありません。事業者からの提案を踏まえ、県と事業者で協議して定めます。
329	特定事業契約書 (案)	32	運営権設定条件付き譲渡に係る会計処理	「運営権設定条件付き譲渡に係る会計処理に関して別途書面にて合意する」とありますが、会計・税務上の処理を早期に把握できるよう、別途合意する書面の素案又は貴県の考え方について、早期にご開示頂けないかと存じております。ご開示頂ける時期をご教示頂けませんでしょうか。	設計完了後、設計建設費相当額が確定した後に作成及び合意を行う予定です。
330	特定事業契約書 (案)	32	設計・建設費及びサービス購入料	第79条第1項(1)に基づき、事業者は運営権の設定を受けることを条件に本施設を県に譲渡するため、事業者においては、消費税法施行令第2条第1項第1号に規定する「負担付き贈与による資産の譲渡」に該当し、支払いを受けるサービス購入料と、第78条第1項で書面で合意する設計建設費との差額が、当該譲渡の対価となると理解してよろしいでしょうか。また、同時に県は、本施設を一部無償で譲り受けることを条件として運営権を事業者に譲渡（設定）するため、上記差額が運営権の対価となると理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、事業者の会計税務処理については、応募者にてご判断ください。
331	特定事業契約書 (案)	32	運営権設定条件付き譲渡	第79条第1項における条件として運営権の設定があり、その対価は、運営権設定条件付き譲渡対価相当額に消費税等を加算したものと理解しています。そのため、第1項の譲渡に伴い県が負担する消費税等及び運営権の設定に伴い事業者が負担する消費税等の債権債務は相殺し、県と事業者との間で、現金の精算は行わないものとする旨を特定事業契約書上で明記していただくことは可能でしょうか。	想定していません。
332	特定事業契約書 (案)	32	運営権設定条件付き譲渡	第79条第2項に定める書面合意は、どの時点で行われる想定であるかご教示ください。	設計完了後、設計建設費相当額が確定した後に作成及び合意を行う予定です。
333	特定事業契約書 (案)	32	運営権設定条件付き譲渡	県及び事業者が書面にて合意することとなる運営権設定条件付譲渡に係る会計処理の内容について、県における想定があればご教示ください。	現段階で具体的に想定しているものではありません。事業者からの提案を踏まえ、県と事業者で協議して定めます。
334	特定事業契約書 (案)	32	運営権設定条件付き譲渡	県及び事業者が書面にて合意することとなる運営権設定条件付譲渡に係る会計処理の内容は、特定事業契約書(案)第3条第1項を踏まえて特定事業契約の一部を構成すると考えてよろしいでしょうか。	想定していません。
335	特定事業契約書 (案)	32	設計・建設費及びサービス購入料	同項に基づき合意される設計・建設費の金額が、事業提案の設計・建設費の金額と異なる場合、サービス購入料の金額は変更されるという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料の金額の変更は想定していません。
336	特定事業契約書 (案)	33	事業者による誓約事項	融資に関する契約書の写しを提出する場合、その提出方法については、予め金融機関と県で合意した方法によることをご確認ください。第82条第7項、第83条第2項、第84条第3項に基づく契約書の写しの提出についても同様です。	ご理解のとおりです。
337	特定事業契約書 (案)	37	事業者の兼業禁止	県及び事業者が別途合意する委託業務とは具体的に何を指しますでしょうか。	現段階で具体的に想定しているものではありません。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
338	特定事業契約書(案)	38	政策変更	権利義務内容の変更及び追加費用の負担方法について協議、とありますが、協議結果によっては、事業者の運営上の逸失利益の補填もあり得るということでしょうか。	逸失利益の補填を行う予定はありません。
339	特定事業契約書(案)	38	政策変更	「協議の開始日から120日以内に協議が調わない場合には、県が当該政策変更に対する対応方法を事業者へ通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業を継続する」とありますが、採用する対応方法の判断を第三者機関に委ねるなど再考の余地はございますでしょうか。	原案のとおりとします。なお、協議会等において十分な協議を行う予定です。
340	特定事業契約書(案)	38	政策変更による損失	実施方針30頁のリスク分担表では、政策変更リスクは県の分担となっていたという理解です。第87条第4項第二文を、「この場合において、事業者が生じた追加費用及び事業者が生じた損失のうち発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるものは県が負担する。」と修正し、「なお、県は、事業者が生じた損失(逸失利益を含む。)」を削除頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。逸失利益の補填を行う予定はありません。
341	特定事業契約書(案)	39	税制改正による損失	実施方針30頁のリスク分担表では、新体育館の整備・運営等に影響を及ぼす税制改正のリスクは県の分担となっていたという理解です。第89条第3項で「追加費用」とある部分は「追加費用及び事業者が生じた損失」とし、「なお、県は、事業者が生じた損失(逸失利益を含む。)」を負担しない。」を削除頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。逸失利益の補填を行う予定はありません。
342	特定事業契約書(案)	39	法令変更による損失	実施方針30頁のリスク分担表では、特定法令改正のリスクは県の分担となっていたという理解です。第88条第4項で「追加費用」とある部分は「追加費用及び事業者が生じた損失」とし、「なお、県は、事業者が生じた損失(逸失利益を含む。)」を負担しない。」を削除頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。逸失利益の補填を行う予定はありません。
343	特定事業契約書(案)	39	税制改正	第89条第4項において「運営権設定条件付譲渡対価相当額に係る消費税等の税率変更による追加費用については事業者の負担とする」とありますが、特定事業契約の締結時から税率が上がった場合、運営権設定条件付き譲渡対価相当額の算定基礎であるサービス購入料の税抜金額が減少(運営権設定条件付き譲渡対価相当額は増加)するため、当該差額を事業者が追加で負担すると理解してよろしいでしょうか。	税抜金額の減少について規定しているものではありません。消費税等の増加分に関する県と事業者の負担を定めたものです。
344	特定事業契約書(案)	39	税制改正	「運営権設定条件付き譲渡対価相当額に係る消費税等の税率変更による追加費用」としてどのような場合を想定されているかご教示ください。	設計建設費及びサービス購入料に係る消費税率が変更となった場合、両者の差額である運営権設定条件付き譲渡対価相当額についても、消費税率の変更が行われると考えます。
345	特定事業契約書(案)	40	不可抗力	不可抗力事由は、新型コロナウイルス等の感染拡大に伴う費用増加や施設休業による収益減少等についても適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	逸失利益の補填を行う予定はありません。
346	特定事業契約書(案)	40	不可抗力による損失	第90条第5項で、「増加費用」と「追加費用」という2種類の用語が出てきますが、両者の意義の違いはありますか。それぞれ具体的にどのような費用をご想定でしょうか。(i)内閣府政策統括官(経済社会システム担当)発出に係る2020年7月7日付「PFI事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」と題する通知の趣旨に鑑み、また、営業自粛といった事態は、「増加費用」や「追加費用」といった形というよりも、むしろ収入減を通じて「損失」「損害」という形で顕在化することが予想されますので、これらの「損失」「損害」(逸失利益については2年分を上限として県と事業者で協議して定める金額による。)もカバーされる形で、本項の負担の対象に含めて頂けませんでしょうか。(ii)そのほか、事業者による超過分の費用負担に見合う形で、事業期間を延長する等必要な措置を講じる旨の規定を設けて頂けませんでしょうか。	必ずしも厳密に使い分けしているものではありませんが、おおむね、増加費用は従前から見込まれていた費用の金額が増加することを、追加費用は従前に想定されなかった費用が新たに発生することを指します。また、逸失利益の補填や事業期間の延長を行う予定はありません。
347	特定事業契約書(案)	41	不可抗力に係る協議	第90条第7項の協議不調時の取扱いにつき、政策変更や法令変更に係る同種の規定では120日で県が対応方法を決定するとされており、不可抗力についてはその半分の60日で県が対応方法を決定するとされており、その理由をご教示頂けますでしょうか。新型コロナウイルス感染症による不可抗力リスクは、自然災害と異なり時間の経過により事態が悪化する可能性もあり、内閣府政策統括官(経済社会システム担当)発出に係る2020年7月7日付「PFI事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」と題する通知の趣旨に鑑み、確定期間の経過で県が対応方法を決定するという規定はご容赦頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。災害発生時においては、本施設に対する物理的な損害が生じる可能性があるため、県民や利用者に対する早期の対応が求められることを踏まえ、60日という相対的に短い期間を設定しています。
348	特定事業契約書(案)	41	事業期間	運営権の存続期間の終了日又は特定事業契約の全部が解除された日とありますが、当該日以降は事業者は何らかのリスクを負う可能性はあるのでしょうか。あるのであればどのようなリスクを負うのか具体的にお示しいただけないでしょうか。	第100条に定める事業終了時の引継ぎが運営権存続期間満了日以降も継続する可能性があります。どのようなリスクが発生するかについては、応募者でご判断ください。
349	特定事業契約書(案)	41	オプション延長	第87条から第90条により貴県の追加費用負担が生じる場合に、事業期間のオプション延長の選択肢も加えてはと思いますが、いかがでしょうか。	事業期間の延長を行う予定はありません。
350	特定事業契約書(案)	42	事業者事由による解除	②について工事遅延が事業者事由によるものであれば解除事由となることについては承知しましたが、不可抗力(豪雪により安全面を考慮した工事中止等)による工事遅延については当該解除事由には当たらないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
351	特定事業契約書(案)	43	県事由による解除	契約の公平性を期すため、貴県につきましても債務不履行の是正に要する期間については、事業者同様、“30日以内”としていただくか、事業者の債務不履行の是正に要する期間を貴県同様“150日以内”としていただきたく存じます。	原案のとおりとします。第94条第2項については、県の予算制度上、費用の支払義務の履行にあたって県議会の議決を要する場合があることから、150日という相対的に長い期間を設定しています。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
352	特定事業契約書(案)	43	法令改正・不可抗力による解除	大規模感染症に伴う不可抗力につきまして、影響が長期化し事業環境が著しく変化した場合におきましても、令和2年7月7日内閣府通知「PFI事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」に則り、本事業の継続が困難と判断する要因であると理解してよろしいでしょうか。	将来的に発生しうる新たな大規模感染症については、ご理解のとおりです。
353	特定事業契約書(案)	43	法令改正・不可抗力による解除	法令改正又は不可抗力により事業の収益性が悪化し、本事業の継続が困難と事業者合理的に判断した場合は、第95条第1号に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、収益性の悪化の程度によります。
354	特定事業契約書(案)	43	本施設の引渡し前の解除	設計・建設費の支払いにあたり、その金額が貴県の債務負担行為の設定額を超える可能性があります。支払いは確実なものとして認識してよろしいでしょうか。	当該支払債務の発生時点において予算措置を講じることになり、県議会の議決を要する場合があります。
355	特定事業契約書(案)	43	本施設の引渡前の解除	合格部分に相応する設計・建設費が本事業におけるサービス購入料以内の金額であった場合、サービス購入料が引き渡し時に一括で支払われることに鑑み、当該合格部分に対する支払いも一括でなされるという認識で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
356	特定事業契約書(案)	43	本施設の引渡前の解除	社会通念上合理的とは、具体的にどのような場合を想定されているのか、ご教示いただけないでしょうか。	事象の性質上、あらかじめ具体的に想定することはできません。個別事象に即して合理的に判断します。
357	特定事業契約書(案)	43	本施設の引渡し前の解除	本施設引渡前の解除が行われた場合、設計業務についても、履行の完了が確認できる部分に相応する設計・建設費は事業者にお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
358	特定事業契約書(案)	43	本施設の引き渡し後の解除	本施設引渡後、運営開始日までに97条に基づく解除が行われた場合の処理についてご教示ください。この場合、運営権が発効していることを前提にした第98条第1項の適用はないと解釈せざるを得ず、経済的にどのような帰結となるのかが判断できません。第99条但書きの適用により、79条1項1号の条件が充足されないことから、本施設の県に対する譲渡は条件不充足により解除され、事業者が本施設の所有権を保有することになるとの理解でよろしいでしょうか。	運営開始日前であっても、第63条第1項に基づく停止条件つき(かつ効力発生前)の運営権が設定されていれば、第79条第1項第1号の条件は充足されるため、本施設の県への譲渡は有効に成立します。そのうえで、運営権設定条件付き譲渡対価相当額については、必要な予算措置を講じたうえで返還します。
359	特定事業契約書(案)	44	運営権設定条件付き譲渡対価相当額の一部返還	運営権設定条件付き譲渡対価相当額の一部返還にあたり、その金額は貴県で債務負担行為の設定はされていない状態となりますが、返還は確実なものとして認識してよろしいでしょうか。	当該支払債務の発生時点において予算措置を講じることになり、県議会の議決を要する場合があります。
360	特定事業契約書(案)	44	運営権設定条件付き譲渡対価相当額の一部返還	第98条第2項(2)に定める「運営権の未償却残高」とは、第79条第2項にて合意する会計処理により算定された金額と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
361	特定事業契約書(案)	45	要求水準適合状態での引渡し	不可抗力等によって、本施設の復旧が困難な状態においては、当該項目は適用されないという認識でよろしいでしょうか。	個別事象に応じて合理的に判断します。
362	特定事業契約書(案)	45	追加投資の対象部分に係る補償	「当該追加投資に先立ち」は、「この項に基づく補償の対象とすることを事業者へ通知したもの」にも掛かっているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
363	特定事業契約書(案)	45	追加投資の対象部分に係る補償	追加投資の「この項に基づく補償の対象とする」判断基準をご教示ください。	事象の性質上、あらかじめ具体的に想定することはできません。個別事象に即して合理的に判断します。
364	特定事業契約書(案)	45	契約終了による事業者所有資産の取扱い	事業者が自ら任意事業を行う場合に、事業者が任意事業を行うために保有する資産については、103条1項の適用はなく、任意事業協定により、取扱いが定められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
365	特定事業契約書(案)	47		第93条に基づき、構成企業が基本協定書第9条第1項各号のいずれかに該当し、特定事業契約が解除された場合、事業者は違約金を支払うとともに、構成企業は基本協定第9条第2項及び第3項に規定の違約金を支払わなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
366	特定事業契約書(案)	47	損失補償	県事由の解除の場合、逸失利益は2年分を上限にした補償となっておりますが、県に帰責事由がある場合は、民法上相当因果関係の認められる逸失利益は保証の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	原案のとおり、逸失利益については2年分が上限となります。
367	特定事業契約書(案)	47	損失補償の対象	第105条第2項但書につき、「第88条(法令改正)第4項第1号及び第90条(不可抗力)第5項に定める費用」について、第88条(法令改正)第4項第1号及び第90条第5項(不可抗力)において「損失」も対象として頂くのと併せ、こちらでも「損失」も対象として頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。契約解除に至った場合とその他の場合で、費用負担の考え方を画一的に揃える必要はないと考えます。
368	特定事業契約書(案)	50	秘密保持義務	特定事業契約に関する情報の開示可能先に、県および事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として、構成企業の持株会社も含めることは可能でしょうか。	落札者決定後に構成企業の状況に応じて協議することは可能です。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
369	特定事業契約書 (案)	定義5	不可抗力と新型コロナウイルス感染症	念のためではありますが、不可抗力の定義で、「④その他当該義務履行当事者にとり予測可能性又は支配可能性のない事象（大規模な感染症、放射能汚染、航空機の墜落を含む。）」とありますが、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）発出に係る2020年7月7日付「PFI事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」と題する通知の趣旨などにも鑑みれば、仮に新型コロナウイルス感染症の存在自体は契約締結時に予見可能だったとしても、新型コロナウイルス感染症に起因する事象が契約締結時に予見不可能である限りは、本④への該当性は否定されないものと理解しております。	ご質問の事象であっても、④の基準に照らしたうえで、不可抗力の定義に該当するか否かを個別に判断します。 例えば、今般の新型コロナウイルスに関して、現時点では社会一般に広く周知されているはずの感染症対策（いわゆる「3密」の回避など）を事業者が怠った結果として感染拡大が生じたような事象は、不可抗力の定義に該当しないと考えます。
370	特定事業契約書 (案)	定義5	法令等と自粛要請等	足元の新型コロナウイルス感染症対策に伴う、公共からのイベント開催自粛要請等は、「行政指導及びガイドライン」として「法令等」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	事象の性質上、あらかじめ具体的に想定することはできません。個別事象に即して合理的に判断します。
371	特定事業契約書 (案)		部分使用	引渡し前に県が部分使用をするものとして、現状どのような使用を想定されているか、ご教示ください。	現段階で具体的に想定しているものではありません。
372	特定事業契約書 (案) 別紙1 定義集	1	運営権設定条件付き譲渡対価相当額	「運営権設定条件付き譲渡対価相当額」とは、設計・建設費からサービス購入料を控除した金額」と記載されていますが、この金額が租税特別措置法に記載された公共施設等運営権として契約期間にわたって減価償却されるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、事業者の会計税務処理については、応募者にてご判断ください。
373	特定事業契約書 (案) 別紙4 ガバナンス体制	3	協議会等の構成	各協議会等の会員構成については、県及び事業者からそれぞれ同数の会員が選出されるという理解でよろしいでしょうか。また、各協議会等の会長・議長の決定方法をご教示ください。	会員構成については、双方から必要な人選を提案し、協議のうえ選出することを想定しております。なお、選定数や選定基準（会長・議長の決定方法含む）等詳細については今後協議させていただきます。
374	特定事業契約書 (案) 別紙4 ガバナンス体制	6	ガバナンス体制	「ファシリテーターの活動経費は、事業者と県が折半して負担する。」との記載がありますが、入札に際しての参考とする費用の提示はなされるとの理解でよろしいでしょうか。また、報酬費用についても同様に、参考金額の提示がなされるものとの理解でよろしいでしょうか。	公募段階において報酬費用等の参考金額を提示することは予定していません。事業開始後、協議会において定めることとなります。
375	特定事業契約書 (案) 別紙4 ガバナンス体制	6	(別添1) 愛知県新体育館整備・運営等事業に係る協議会等設置要綱(案)	ファシリテーターの活動経費を除き、費用負担に関する取り決めがないものと見受けられますが、協議会等の運営経費についても事業者と県が折半して負担すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
376	特定事業契約書 (案) 別紙4 ガバナンス体制	6	ファシリテーターの活動	ファシリテーターの活動費について、県と事業者が折半し負担すると認識しております。報酬については協議会にて定めることになっていますが、同様に、県と事業者が折半し負担することになるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
377	特定事業契約書 (案) 別紙4 ガバナンス体制	16	日常的な非公式のコミュニケーションの促進	日常的な非公式のコミュニケーション手段として、「コロケーション（場所の共有）」が挙げられていますが、具体的にどのような内容を想定されているかご教示ください。	現段階で具体的に想定しているものではありません。
378	特定事業契約書 (案) 別紙6 業務委託請負先の選定方法	1	業務委託請負先の選定方法	「事業者は、構成企業又は構成企業と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者を、業務委託請負先として選定しないこと。」とありますが、SPCの構成企業は、建設業務や維持管理業務等をSPCから業務受託することは出来ないのでしょうか。 (別紙5では業務委託請負先として「選定済の場合、代表企業／構成企業／その他業務委託請負先の別」として記載する欄があり、代表企業や構成企業を選定可能なように見受けられます。)	事業者提案において「選定予定」とした場合については、ご理解のとおりです。なお、あらかじめ選定済みの場合は、その限りではありません。
379	特定事業契約書 (案) 別紙6 業務委託請負先の選定方法	1	業務委託請負先の選定方法	「事業者は、構成企業又は構成企業と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者を、業務委託請負先として選定しないこと。」とありますが、一定の関連がある、とは具体的にどのような関係を示しますでしょうか。 例えば、構成企業が一部の株式を保有している会社や、社員の出向関係があるような会社を業務委託請負先として選定してはいけないのでしょうか。その場合具体的な数値（出資比率や対象人数等）の提示をお願いいたします。	入札説明書における「資本関係若しくは人的関係がある者」と同程度の基準を想定しています。詳細は県と事業者で協議して定めま
380	特定事業契約書 (案) 別紙6 業務委託請負先の選定方法	1	業務委託請負先の選定方法	適正な入札等を行ったとしてもSPCの構成企業が、建設業務や維持管理業務等をSPCから業務受託することとは出来ないとした場合、その理由についてご教授ください。	別紙6の規定は、第15条第3項に定めるとおり、事業提案書に基づき「選定予定」と記した設計・建設業務の全部又は一部を業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合に適用されます。「選定済み」と記した設計・建設業務や、維持管理・運営業務については、対象に含まれません。

愛知県新体育館整備・運営等事業 入札説明書等に関する質問及び回答

No	資料名	該当箇所		質問	回答
		頁	タイトル		
381	特定事業契約書 (案)別紙6 業務委託請負先の選定方法	1	業務委託請負先の選定方法	本条文が、SPCの構成企業が、建設業務や維持管理業務等をSPCから業務受託することは出来ないことを意味しているとした場合、高品質・独自性のある提案内容の遂行等の観点から条文の削除をお願いいたします。	原案のとおりとします。別紙6の規定は、第15条第3項に定めるとおり、事業提案書に基づき「選定予定」と記した設計・建設業務の全部又は一部を業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合に適用されます。「選定済み」と記した設計・建設業務や、維持管理・運営業務については、対象に含まれません。
382	特定事業契約書 (案)別紙6 業務委託請負先の選定方法	1	業務委託請負先の選定方法	「事業者は、構成企業又は構成企業と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者を、業務委託請負先として選定しないこと。ただし、県が別途定める場合はこの限りではない。」とありますが、「県が別途定める場合」とはどのようなケースでしょうか。	発注予定の業務の特殊性等に鑑み、別紙6に記載の方法では業務委託請負先の選定が不可能又は著しく困難な場合を想定しています。
383	特定事業契約書 (案) (別添1)	3	協議会・事業調整会議・連絡会議	協議会・事業調整会議・連絡会議の会長・議長は、それぞれ官民どちらからの選出でしょうか。	会長・議長の決定方法については、協議会において定めることとします。
384	ガバナンス基本計画	4	表1 業務の概要	表1 業務の概要の注記※4)にて、「業務期間終了後もガバナンス機能は一定期間維持するものとする」とありますが、どの程度の期間を想定しているのでしょうか。例えば1年程度なのか、10年を超える期間を想定しているのか、想定する期間をご教示ください。	次期の運営手法、運営期間及び運営予定者が決定した段階で、その時点の運営状況等を勘案した上で、業務期間終了後のガバナンス機能の一定期間の維持等に係る方針や期間等について、事業者と協議の上、定めることを予定しています。
385	ガバナンス基本計画	4	業務の概要	「業務期間終了後も、ガバナンス機能は一定期間維持するものとする」とありますが、期間の具体的な想定がありましたらご教示ください。	No. 384を参照してください。
386	ガバナンス基本計画	6	ファシリテーター	「官民当事者の間に立ち両者間の諸調整を行うファシリテーションの機能を導入することができる」とありますが、ファシリテーターの選定に際しては県と事業者の意向を踏まえ、協議により選定できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
387	ガバナンス基本計画	16	是正措置	モニタリング項目のうち、財務モニタリングの結果に関しては是正措置対象外という理解でよろしいでしょうか。	是正措置は、要求水準未達の場合において、その度合いに応じて実施されることとなります。財務モニタリングの結果において、直接的に是正措置につながるものではありません。
388	ガバナンス基本計画	19	ペナルティーポイントの違約金への反映	違約金はペナルティーポイントを提示された段階で県から事業者に請求される、という理解でよろしいでしょうか。	年度ごとを想定しております。
389	ガバナンス基本計画	22	業務報告書の公表	県が年度業務報告書の内容を公表する際は、予め事業者との間で公表の方法について協議して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	県が年度業務報告書の内容を公表する際は、企業ノウハウの保護の観点を配慮することとしています。必要に応じて事業者との協議を行う予定です。
390	募集要項	5	利用料金収入等	ネーミングライツについて、設定可能な期間をご教示ください。	維持管理・運営期間となります。
391	募集要項	12	応募者等の参加要件	「事業提案書提出時点では、特定のスポーツ団体等が応募グループの構成企業になることは認めない」との記載がありますが、現体育館の指定管理者（公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団）は、それに該当するのでしょうか。	別に定める資料を参照してください。
392	その他			敷地内または敷地近傍で行った地盤調査結果がございましたら、ご提示願います。	別に定める資料を参照してください。
393	その他			申請について、計画通知又は確認申請のどちらになるかご教示頂けないでしょうか。	確認申請になります。
394	その他		後日公表資料	後日公表資料として、「添付資料4 基本協定書(案)」、「添付資料5 特定事業契約書(案)」及び「添付資料6 ガバナンス基本計画」のみが示されていますが、今後、その他の資料(計画に必要な参考資料等)は提示されないのでしょうか。今後、公表予定の資料リストをお示しください。	今後公表予定の資料は想定しておりません。
395	その他	-	-	愛知県体育館(現体育館)の年間光熱水費について資料がございましたら、ご提示願います。	開示することは想定しておりません。
396	その他	-	-	施設設置予定場所のインフラ(電気・通信・水道・ガス等)の整備状況が分かる資料をご提示願います。	別に定める資料を参照してください。
397	様式集及び記載要領	1	守秘義務対象資料の配布申込時における提出書類	「第二次被開示者への資料開示通知書(様式3-3)」については、開示予定がない場合は提出しなくてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
398	様式集及び記載要領	1	添付書類	f. 法人税納税証明書」について、「その1」と「その3の3」どちらを提出すればよろしいでしょうか。また、「その1」の場合は何年度分を提出すればよろしいでしょうか。	その3の3となります。
399	様式集及び記載要領	1	添付書類	g. 消費税納税証明書」について、「その1」と「その3の3」どちらを提出すればよろしいでしょうか。また、「その1」の場合は何年度分を提出すればよろしいでしょうか。	その3の3となります。